

令和8年度
保育所等
利用のご案内

※重要※ 利用申込みの際は必ずお読みください。



綾瀬市マスコットキャラクター あやびい

令和7年10月発行

綾瀬市役所 保育課

〒252-1192 綾瀬市早川550番地

TEL 0467-70-5615

FAX 0467-70-5701

目次

1	綾瀬市内の保育所等について	P.1
2	利用申込みの流れ	P.2
3	教育・保育給付認定について	P.4
4	幼児教育・保育無償化について	P.5
5	必要書類について	P.6
6	保育を必要とする事由について	P.7
7	園見学について	P.9
	* 保育コンシェルジュによる相談	P.9
8	郵送申込みについて	P.10
9	利用申込みの内容変更・取下げについて	P.11
10	綾瀬市外の保育施設の申込みについて	P.12
11	綾瀬市外在住の方の綾瀬市の保育施設への申込みについて	P.13
	* 幼稚園・保育所等位置図	P.14
	* 綾瀬市認可保育施設一覧	P.15
	* 保育所等入所選考基準	P.16
12	保育所等に関するQ & A	P.18
13	利用開始後の注意事項について	P.26
14	変更時の手続き方法について	P.28
15	保育料について	P.30
	* 保育料徴収額表	P.33
16	病児保育施設について	P.34
17	子育て短期支援事業（ショートステイ）について	P.36
18	ファミリーサポートセンター事業	P.37
19	一時預かりサービス	P.38
20	企業主導型保育施設について	P.39
21	市内幼稚園一覧	P.40



1 綾瀬市内の保育所等について

綾瀬市内には、次のような施設があります。これらの施設の利用を希望する場合は次のページ以降の案内に従ってお手続きください。

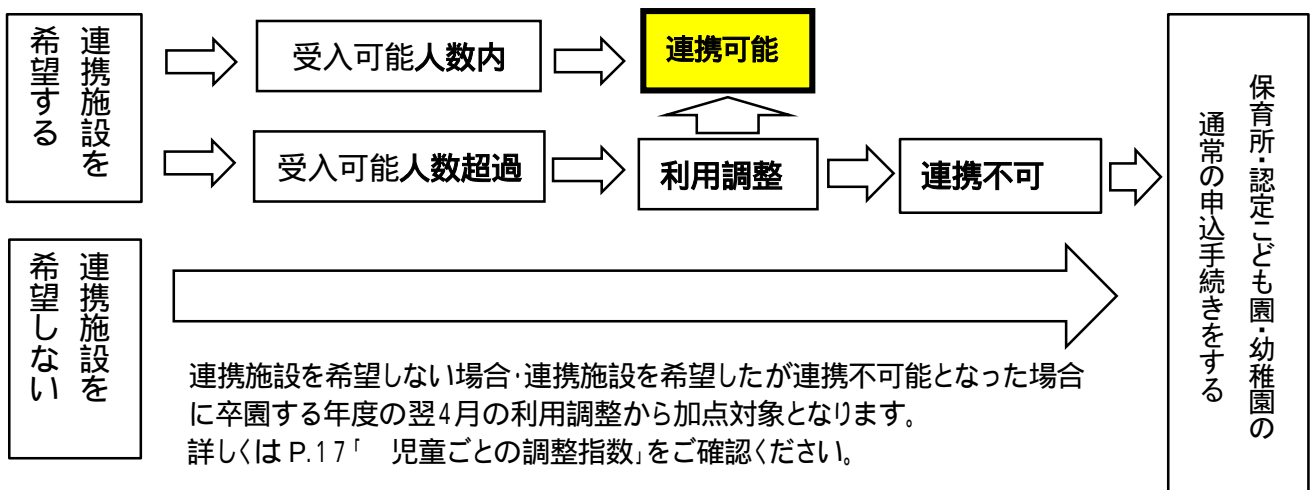
施設	概要	受入年齢	申請先
認可保育所 認定こども園（保育） 小規模保育施設	仕事や病気などの理由により、保育ができない保護者に代わって就学前までの児童を預かる施設 綾瀬市内には、公立が2園、私立が13園あります	0～5歳児 小規模保育施設は2歳児まで	綾瀬市
一時預かり	保護者の疾病、看護、学校行事で一時的に家庭での保育が困難になる場合やリフレッシュ目的で利用できるサービス	0～5歳児	施設
病児保育施設	子どもが病気で保育所や小学校などに通えず、保護者が家庭で保育ができない理由がある場合、一時的に子どもを預かり、保育を行う施設	1歳児～ 小学6年生	
企業主導型保育施設	企業が従業員のために設置する保育施設などで、従業員の他に地域の子どもを預かる施設	施設により異なる	
幼稚園 認定こども園（教育）	学校教育法に基づく「学校」で、小学校以降の学習の基礎を培う教育施設	3～5歳児	

○小規模保育施設の卒園後について

小規模保育施設は、2歳児まで（3歳を迎えた3月末日まで）の利用になります。卒園後は、連携施設への入所を優先して調整します。ただし、定員を超過した場合やほかの施設への入所を希望するときは、利用調整を行います。（通常の保育所の選考と同様、新年度の申込みが必要になります。）

小規模保育施設の入所は、連携施設や卒園後の施設の入所をお約束するものではありません。

施設名	連携施設
ぽとふ綾瀬	さくらチャイルドセンター・かえでチャイルドセンター
ぽとふ寺尾中	吉岡保育園・綾瀬いずみ保育園
綾瀬っこ保育園	大上保育園・ピピことりこども園



2 利用申込みの流れ

見 学

保育所等の利用を希望している児童を連れて、希望施設へ見学に行ってください。（入所を希望するすべての園の見学が必須です。詳細はP.9「7 園見学について」をご確認ください。）

その際、様式「児童の状況」下部にある園見学の実績記載欄に、園からサイン等をもってください。 見学の確認ができない場合入所申請時に減点があります。

また、見学時に保育希望時間、実費負担等について十分な説明を受け、食物アレルギー等日常生活の中で留意している点については、施設見学の際に保護者から施設の担当者に必ず説明してください。見学は事前に施設へ直接電話し予約をしてください。



申込み受付

申込みの際は、P.6で説明する必要書類を、綾瀬市役所2階保育課の窓口までお持ちください。
不足書類がある場合は、申込みを受け付けることができませんので、ご注意ください。

締切日は利用希望月によって異なりますので、必ず次の締切日までにお手続きください。

利用希望月 (令和8年度)	受付期間	締切日 (郵送は締切日必着)
4月	令和7年10月14日(火)～11月13日(木)	令和7年11月13日(木)
4月2次受付	令和7年11月14日(金)～令和8年2月10日(火)	令和8年2月10日(火)
5月以降の月	市役所の開庁日 (土日祝・12月29日～1月3日を除く)	希望月の前月10日 (土日祝の場合は前開庁日)

綾瀬市外の保育所等に入所を希望する場合 郵送申込み不可

希望先の保育所等のある市区町村により必要書類や締め切りが異なります。(詳細はP.12参照)

利 用 調 整

利用可否の決定をするにあたり保育の必要性の度合いを点数化(P.16参照)し、必要性の高い児童から利用を承認します。(先着順ではありません。)



結果の通知

令和8年度における選考結果は以下のとおり通知します。

利用希望月 (令和8年度)	結果	通知方法	通知時期
令和8年4月	保留・内定	文書(郵送) 2	令和8年1月上旬(2次:2月下旬)
5月以降	保留	文書(郵送)	利用希望月の前月の25日過ぎ頃
	内定	電話	判定会(原則20日前後)当日または翌日(文書の通知は、上段同様)

1 保留の通知は、利用希望月以降の月で利用可能になるまでは再通知いたしません。

2 4月2次の内定は電話でご連絡します。1次から継続して申請している場合、保留通知は発行されません。

内定の場合

入所判定会終了後、電話でご連絡します。
(4月入園の場合は、郵送通知のみ。)
連絡がつかない場合、内定が取消しになることがあります。

保留の場合

申込みした月のみ、利用希望月の前月の25日過ぎ頃に不承諾(保留)通知が届きます。

面接

内定連絡時に、施設との面接についてご案内します。
面接は、入所する児童同伴のうえ、児童の母子手帳と筆記用具を持参してください。

このとき、就労時間が申込み時よりも短いなど、申込みの内容が事実と異なる場合は、内定が取り消しになります。

なお、内定を辞退した場合は、今後その年度内の申請において減点されます。P.17「児童ごとの調整指数」をご確認ください。(希望している園が、入所を辞退した園のみの場合は申込み自体が取下げとなります。)

利用調整

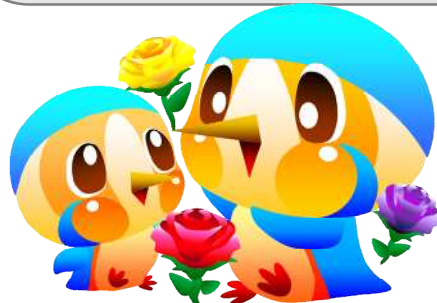
“年度内”は自動的に毎月の利用調整の審査が行われます。

申込みした月以降の保留通知は届きません。内定した場合のみ電話でご連絡します。

保留の証明等が必要な場合は、希望月の前月20日過ぎに保育課までご連絡ください。

入所決定・保育料決定

保育所入所承諾通知書及び保育料決定通知書を送ります。



施設の利用開始

入所当初は、年齢にかかわらず、必ずならし保育があります。ならし保育は利用開始日(毎月1日)から始まり、期間は児童の状況により各施設が判断します。ならし保育の期間中(概ね1~2週間)は児童のお迎えが早くなりますのでご注意ください。

入所は原則毎月1日からとなり、利用開始日より前にならし保育をすることはできません。

育休復帰(就労予定)での入所

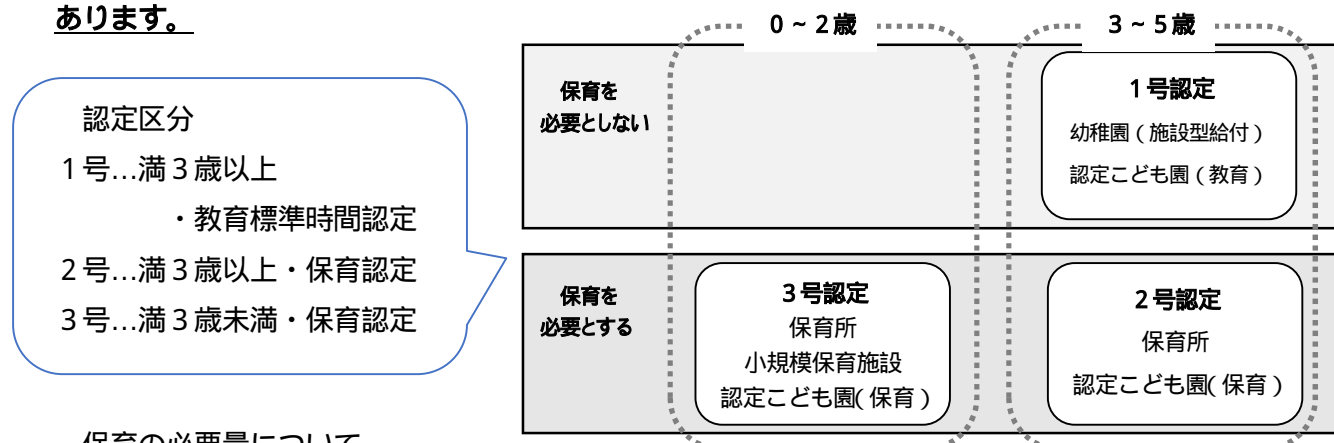
育児休業復帰及び就労予定の場合は、入所月の翌月の14日までに就労を開始してください。
就労認定での利用となりますが、復職までの期間の預かり時間は、園と相談してください。
なお、就労開始後は、復職日が記載された就労証明書を復職後2週間以内に提出してください。
復帰の確認が取れない場合は、就労先に連絡し確認する場合があります。

3 教育・保育給付認定について

保育所等の利用を希望する場合、綾瀬市から「教育・保育給付認定」を受けていただいております。この「教育・保育給付認定」は、児童の年齢と保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれ、区分によって利用できる施設が異なります。

保育所等の利用を希望する方は、「2号」「3号」の認定（保育認定）を受ける必要があります。認定を受けるには、P.7で案内する「保育を必要とする事由」が必要です。

認定を受けた場合であっても、ご希望の施設の空き状況によっては、施設をご利用いただけない場合があります。



保育の必要量について

保育の必要性あり（2号・3号）と認定を受けた場合は、その事由により、さらに「保育の必要量」を認定します。区分は次のとおりです。

区分	利用できる保育時間				
	7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
保育標準時間認定	原則8時間～最長11時間				延長保育 (有料)
保育短時間認定	延長保育 (有料)	施設の定める8時間		延長保育 (有料)	

上記は7:30～19:00を通常開所時間とする場合の保育時間です。11時間、8時間をどの時間帯にするかは、各施設が定めています。

保育標準時間...主に、フルタイム勤務をしている保護者を想定。1日最長11時間利用可能。

保育短時間.....主に、パートタイム勤務をしている保護者を想定。1日最長8時間利用可能。

綾瀬市では、保育標準時間利用が可能となる就労時間の下限は**1か月当たり120時間**、保育短時間利用が可能となる就労時間の下限は**1か月当たり64時間**です。

認定された保育の必要量に応じて保育所等の最大利用可能時間が異なりますが、**保育標準時間、短時間のどちらで認定を受けた場合であっても、保護者が実際に保育を必要とする時間での利用となります。**

教育・保育給付認定の申請後に、認定できるかの審査を行い、結果を通知します。教育・保育給付認定を受けた方には、綾瀬市から「支給認定証」を交付します。

支給認定証は大切に保管してください。また、施設を利用する際には必ず携帯してください。

4 幼児教育・保育無償化について

幼児教育・保育無償化により、3歳児クラス～5歳児クラスの子どもの保育料が0円になります。利用している施設により、申請が必要かどうか異なります。(無償化の詳細は、市ホームページ「幼児教育・保育無償化のご案内」をご覧ください。)

施設区分		対象者	無償化の範囲	手続き
認可保育所・認定こども園(保育認定)・小規模保育事業等		3歳になった後の4月1日(3歳児クラス)から小学校就学前まで(市民税非課税世帯は0歳から対象)	保育料無償化(給食費や行事費などの実費は保護者負担)	不要
幼稚園・認定こども園(教育認定)	施設型給付幼稚園・認定こども園		保育料無償化(給食費や行事費などの実費は保護者負担)	不要
	私学助成幼稚園	3歳の誕生日の前日(満3歳児)から小学校就学前まで	保育料及び入園料(上限額25,700円/月)が無償化。(給食費や行事費などの実費は保護者負担)	施設等利用給付認定を受ける必要があります。在籍している幼稚園から申請書を受け取り、幼稚園に提出

【施設型給付・認定こども園】

綾瀬中央幼稚園・ドレーパー記念幼稚園・綾瀬ゆたか幼稚園、ピッピことりこども園(教育)、春日幼稚園(教育)

【私学助成幼稚園】

上記以外

幼稚園・認定こども園(教育)で通う子の預かり保育についても、3歳になった後の4月1日(3歳児クラス)から小学校就学前で、保育の必要性が認定されている場合は無償化の対象になります。

上限額は、450円×月の利用日数(11,300円まで)です。

また、非課税世帯の満3歳児(3歳の誕生日の前日から3歳になってから最初の3月31日までの子)も対象になります。(上限額は16,300円まで。)

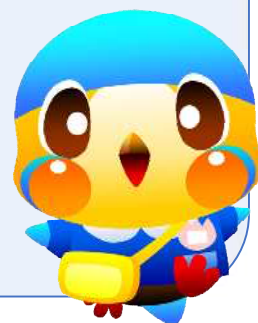
副食費の減免について

年収360万未満相当世帯の子どもと、第3子(保育所及び認定こども園(保育認定)は小学校就学前の子から数えて、幼稚園及び認定こども園(教育認定)は小学校3年生終了前の子から数えて)以降の子どもは、副食(おかず・おやつ等)に係る費用が免除されます。

・対象者には個別に通知します。(詳細についても、対象者に通知します。)

・保育所・認定こども園・施設型給付幼稚園は、支払い不要です。

私学助成幼稚園は一度、施設に給食費を支払い、後日、市へ請求する償還払いになります。(上限額4,900円/月)



5 必要書類について

申込みの際には、下の提出書類をお持ちください。

① 保育所等入所申込書

希望園は3園まで記載可能です。保育園により受入可能月齢が異なります。

詳細は、P.15「綾瀬市認可保育施設一覧」でご確認ください。

② 給付認定申請書

③ 児童の状況

園見学の確認を含みます。必ず希望するすべての園の見学を受け、園のサインをもらってください。

保育を必要とする事由を確認するための書類（P.7参照）

該当する場合のみ必要となる資料（P.8参照）

提出書類チェックリスト

保育所等入所に関する確認書

両面印刷で配布しています。

マイナンバーカード確認資料（提示のみ） 下記参照



注意事項

- ・必ず綾瀬市指定の書類に記入のうえご提出ください。
- ・申請書類の不備がある場合、電話等で問い合わせることがあります。
- ・ご提出いただいた書類は一切返却できません。必要であれば提出前にご自身でコピーしてください。（申請書の写しは育休延長等の手続きで職場などから提出を求められる場合があります。）
- ・消せるボールペン等書き換え可能な筆記具は使用しないでください。また、修正液（テープ）での訂正は受付ができません。二重線で訂正し、余白に正しい記載をしてください。

のマイナンバーカード確認資料

保育所等入所申込書及び給付認定申請書においてマイナンバーを記載された際、なりすまし等を防止するため、申請に来た保護者のマイナンバーカードを確認させていただきます。

なお、マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバー確認資料（通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票）と身分証明書にて確認いたします。

身分証明書は、下表のAまたはBをご用意ください。

A 顔写真付身分証明書（以下の書類から1点）	B 身分証明書（以下の書類から2点）
・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等	・資格確認書 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等

6 保育を必要とする事由について

対象者 父 母 内縁の夫・妻 同居している 18 歳以上（高校生は除く）65 歳未満の親族及び同居人

次のいずれかの項目で、保育を必要とする事由として認めます。

P.6「5 必要書類について」の ④保育を必要とする事由を確認するための書類

事由	必要書類	保育必要量	認定期間
月 64 時間以上の就労 (申請時は就労予定及び育休復帰予定も可)	就労証明書(様式 1(第 2 条関係)) 利用希望月から起算して 6 か月以内のものが有効です。 自営業の方は P.8 を参照 育休復帰予定での申請場合、入所の翌月 14 日までに復職し、復職後 2 週間以内に再度就労証明書の提出が必要です。	月 120 時間以上の就労 ... 保育標準時間	証明書にて届出を受けた就労が続いている間
		月 64 時間以上の就労 ... 保育短時間	
妊娠・出産	母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日を記入したページ)又は、診断書	保育標準時間	原則として出産予定日前 6 週と産後 8 週を含む月
保護者の疾病・障がい	主治医の診断書又は障害者手帳の写し(1)	保育標準時間	診断書などで必要と認める期間
同居又は長期入院している親族の常時介護、看護	介護(看護)状況申告書(様式 2)、主治医の診断書(1)又は、被介護・看護・付添者の証明書類(2)の写し	保育標準時間	診断書などで必要と認める期間
災害復旧	罹災証明書等事実を証明できる書類	保育標準時間	復旧状況により必要と認める期間
求職活動・起業準備	ハローワーク受付票の写し又は求職活動の状況がわかる申立書(任意様式)	保育短時間	原則として 3 か月
就学(職業訓練校等を含む。) 学校教育法に基づかないものは除く。	学生証(又は在学証明書)又は職業訓練の受講を説明する証明書と、時間割など就学時間が分かる書類	月 120 時間以上の就学 ... 保育標準時間	就学期間中
		月 64 時間以上の就学 ... 保育短時間	

(1) 診断書には**自宅での保育が困難で、保育所等での保育が必要**な旨が記載されている必要があります。

(この旨の記載がない場合、受理できません)

(2) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険証等

(3) 上記のほか、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得時に既に保育所等を利用している子どもがいて継続利用が必要であること(育児休業を理由とした新規の入所申込みは不可(育休復帰での申請は可)) その他上記に類する状態として市が認める場合にも認定を取得することができます。

P.6「5 必要書類について」の ⑤該当する場合のみ必要となる資料

対象者の状況	必要書類
自営業・内勤の場合	就労証明書（事業主の方が記載したもの）の他に、次のいずれかの書類が必要 ・個人事業の開業届の写し ・営業許可書の写し ・登記事項証明書の写し ・確定申告書（控）等の事業の収入を証明するものの写し ・その他自営（内職）が確認できる書類（請負契約書他）
申込みをしている児童が、就労等（育休や求職中を除く）で定期的に一時預かりサービスを利用している場合	次のいずれかの書類が必要 ・一時預かり事業決定通知書の写し ・一時預かり事業の領収書の写し（施設名、児童名等の記載があるもの）
申込みをしている児童が、すでに認可外保育施設・企業内保育施設などに入所している場合	次のいずれかの書類が必要 ・認可外保育施設の申込契約書 ・月額保育料の領収書の写し（施設名、児童名等の記載があるもの）
保護者が市内の認可保育施設に保育士、保健師、看護師、准看護師、栄養士、調理師として在勤又は、在勤予定かつ入所月から起算して1年以上勤務する場合	・保育士等優先入所に関する誓約書（参考様式あり） 提出がない場合は、加点对象外
生活保護を受けている場合	・生活保護受給者証の写し
離婚等により一方の親が不在の場合（住民登録上の住所地が別になっている必要があります。）	次のいずれかの書類が必要 ・児童扶養手当証書の写し ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
離婚調停中で一方の親が不在の場合（住民登録上の住所地が別になっている必要があります。）	次のいずれかの書類が必要 ・裁判所より発行される離婚調停中である旨が証明できる書類 ・離婚協議中である旨がわかる弁護士等による証明（公正証書など）
養子縁組を行っている場合	・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
二世帯住宅（完全別居）の場合	・公共料金請求書又は領収書の写し（世帯ごと） 電気代・ガス代・水道代すべてが必要です。
申込児童及び同居家族で障害者手帳等が交付されている場合	・介護（看護）状況申告書（様式2） ・障害者手帳等（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険証等）の写し

7 園見学について

園見学は、令和8年4月入所の申請分より必須となりました。保育所等で保育内容や方針、自費でかかる費用（給食費、教材費、行事費等）などが異なるため、**入園を希望するお子さんと一緒に見学してください。（要予約）**特に食物アレルギーや宗教食への対応は施設により異なりますので事前にご確認ください。

なお、園見学の有無は様式「児童の状況」の下部の園見学確認欄にて確認を行います。

児童の状況を記載のうえ、園見学を実施し、園の方に日付とサインをいただくようお願いいたします。

園見学の有無が確認できない場合は減点の指数が付きます。（希望するすべての園の見学が必要です。）

市外園を希望する場合は、希望する園のある市町村にご確認ください。

市外から綾瀬市の園を希望する場合においても、原則園見学が必要ですが、転入予定により遠方で見学ができない場合は、希望する園から電話で説明を受け、当該連絡が園見学の代替になることを確認したうえで、保護者が園見学確認欄を代筆することを可とします。

書類收受時に園に、見学有無の確認を取る場合があります。

保育コンシェルジュによる相談

● 保育コンシェルジュとは？

就学前のお子さんの預け先に関する保護者の相談を受けながら、それぞれのご家庭のニーズにあった保育サービスの情報提供を行っています。お気軽にご相談ください。

なお、入所見込みにに関するご案内は、直近でない最新の情報でのご案内が難しいため、希望月の約1か月前を目安にご相談ください。（4月入所申請を除く）

● よくある質問・相談

- ・綾瀬市には、どんな保育園や幼稚園があるの？手続きの方法はどうしたらいい？
- ・保育園の入所申込みをしたけど、保留になってしまい、子どもの預け先を知りたい！
- ・家族が病気で看病しなければならない。急用のとき、預かってもらえる？
- ・子どもを預けてリフレッシュしたい。どこか預かってほしい。

● 受付時間・場所 要事前予約

相談場所	相談日時
綾瀬市役所 保育課 (窓口棟2階5番窓口) 0467-70-5615	毎週月曜日から金曜日までの 9時～12時15分、13時～16時。 (祝日を除く)
保健福祉プラザ 子育て支援センター (保健福祉プラザ2階) 0467-77-1121	

入所の手続きや詳しい入所の案内・相談は綾瀬市保育課のみ。

10月～11月は4月入所の受付期間に伴い、非常に窓口が混み合うため、直近（または4月）の申請に関する相談を優先し、ご予約を制限する場合があります。

8 郵送等の申込みについて

窓口での申込みに加えて、郵送または e-kanagawa を利用した電子申請(1)での申込みも受け付けています。郵送の申込みをする場合は、次の事項をご確認ください。

(1 電子申請の方法については、HP をご確認ください。)

1 提出書類について

通常の申込み書類に加えて、本人確認のためマイナンバー確認書類のコピーと身元(実存)確認資料のコピーをご提出ください。(同条件で、すでに申込みしている内容の変更についても郵送のご提出は可能です) いずれも具体的な書類については、P. 6 (変更書類はP. 11)を確認してください。

2 申込締切

申込みの締切りは窓口受付と同様です。なお、締切日必着となりますので、余裕をもって郵送してください。(郵便事故等の責任は負いかねます。)

締め切り日に間に合わなかった場合は、翌月の申込みとして収受します。

3 郵送申込みができない場合

綾瀬市外の保育施設の申込み(P. 12 参照)については、必要書類等の確認事項があるため郵送での申込みはできません。窓口での申込みをお願いします。

4 注意事項

- ・郵送記録が追跡できる特定記録郵便等での送付を推奨しています。
- ・普通郵便の場合、翌日配送・土曜日配送の廃止により発送日から到着日まで1週間ほどかかる場合がありますのでお時間に余裕をもって送付してください。発送日・消印日に関わらず到着日で処理します。
- ・不備があった場合は、電話等で連絡の上、追加の書類提出を依頼します。締切までに追加書類の提出等がなかった場合は、申込みの受付はできません。いただいた書類については返送させていただきます。(同居人の書類不備など減点で対応できる場合は、減点をしたうえで受付します。)
- ・郵送申請用の封筒及び郵送料については、申請者自身が準備及び負担してください。また、封筒には申請者の住所及び氏名を記入してください。

○郵送先(見本)

〒252-1192
綾瀬市早川550
綾瀬市保育課 入所申込書類在中



9 利用申込みの内容変更・取下げについて

1 申込み内容に変更が生じた場合

利用調整は、申込み時の保護者の状況が入園時においても変更ないことを前提に行います。入園時の世帯状況が申込み時から変わる可能性がある場合は、すみやかに綾瀬市保育課へご連絡ください。

変更内容	必要書類
就労状況の変更の場合	・就労証明書 認定事由の変更、保育の必要量の変更が伴う場合は次の書類も必要 → ・給付認定申請書
求職活動から就労を開始した場合	・給付認定申請書 ・就労証明書
希望園を変更する場合	・保育所等入所申込書
世帯員の変更の場合	・保育所等入所申込書 ・新世帯員の就労証明書等保育を必要とする事由がわかる書類（P.7 参照） 認定事由の変更、保育の必要量の変更が伴う場合は次の書類も必要 → ・給付認定申請書
離婚により一方の親が不在になった場合（住民登録上の住所地が別になっている必要があります。）	・保育所等入所申込書 次のいずれかの書類が必要 ・児童扶養手当証書の写し ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 認定事由の変更、保育の必要量の変更が伴う場合は次の書類も必要 → ・給付認定申請書
離婚調停中で一方の親が不在になった場合（住民登録上の住所地が別になっている必要があります。）	・保育所等入所申込書 次のいずれかの書類が必要 ・裁判所より発行される離婚調停中である旨が証明できる書類 ・離婚協議中である旨がわかる弁護士等による証明（公正証書など） 認定事由の変更、保育の必要量の変更が伴う場合は次の書類も必要 → ・給付認定申請書
養子縁組を行った場合	・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

必要な書類はHPからダウンロードすることもできます。提出については、必ず保育課の窓口で手続きしてください。

2 利用申込みを取下げする場合

早急に保育課に連絡をしてください。その際、教育・保育給付認定も同時に取下げとなります。

市外へ転出が決まった、幼稚園に通うことが決まり、保育園を希望しない等の場合も同様に連絡をしてください。

10 綾瀬市外の保育施設の申込みについて

綾瀬市外に転出する予定がある、または里帰り出産などの理由の他、勤務地から近いなどの立地を理由として、綾瀬市に住民登録のある世帯が綾瀬市外の保育施設を希望することができる場合があります。

ただし、ほとんどの市区町村において、住民登録のある方が優先的に利用できるような制度を設けており、希望理由によっては申込みに制限がかかることや、希望施設に空きがあっても市外在住者は利用できないことがありますのであらかじめご承知おきください。

申請は、書類を綾瀬市で受付したのちに、綾瀬市から希望先の市区町村へ郵送します。

(市区町村により直接申請が可能な場合もあります。)

(1) 希望先市区町村に連絡する

まず、希望する施設のある市区町村の保育施設利用担当課に、以下を確認してください。

申込み締切日

必要書類

他市区町村からの申込み制限

申込みする際の注意点

申請する市区町村での就労があるかなど条件が付いている場合が多いほか、施設の見学が必須の場合もありますのでよくご確認ください。

(2) 申請書類を提出する

必要書類をそろえて、希望先市区町村の申込み締切日のおおむね10日前 1までに、綾瀬市役所保育課の窓口にお越しください。

申請書類は、**綾瀬市の必要書類一式** 2(P.6参照)と、**希望先市区町村が必要とする書類**があれば、併せてご用意ください。

1 郵送期間確保のため

2 希望先の市区町村の様式での書類提出を求められる場合もあります。

この場合、教育・保育給付認定の申請は住民票のある市町村で行いますので、別途綾瀬市の様式での提出をご依頼する場合がありますのでご承知おきください。

(3) 利用調整・結果について

希望する保育施設のある市区町村で利用調整を行い、綾瀬市に結果が送付されます。

その後、綾瀬市から保護者に通知いたしますので、ほかの方と通知のタイミングが異なります。

注意事項

- 転出前に綾瀬市からの申込みをすることができますが、転出後は、改めて転出先市区町村の保育施設利用担当課に申込みが必要となります。手続きをしないと、申込みが継続しないことや、利用承認が取消されることがあります。
- 綾瀬市にお住まいの方が市外の公立保育園を利用する場合は、保育料の納付先が綾瀬市ではなく、その施設のある市区町村となります。
- 市外の保育所等と、綾瀬市の保育所等との二重在籍はできません。

1 1 綾瀬市外在住の方の綾瀬市の保育施設への申込みについて

綾瀬市内に転入する予定がある、または里帰り出産などの理由の他、綾瀬市に勤務地がある等を理由として、綾瀬市外に住民登録のある世帯が綾瀬市内の保育施設を希望することができる場合があります。

申請は、住民登録のある市区町村で提出していただきます。（転入の場合は例外あり）

（１）申込みができる条件について

- ・綾瀬市内へ **転入予定** がある場合（申込月の前月末日までに綾瀬市に住民登録をする必要があります。）
- ・綾瀬市内の勤務地で **父母どちらかが月64時間以上の就労** をしている場合

4月の入所選考においては、転入予定、綾瀬市内の認可保育施設の保育士等として在勤（予定含む）すでに希望する園にきょうだい児の在園がある場合を除き、2次申込みからの受付となります。

（２）申請書類を提出する

次の必要書類をそろえて、住民登録のある市区町村保育施設担当部署へ提出してください。

書類は綾瀬市の申込み締切日のおおむね10日前までに申込みをしてください。

必要書類

住民登録のある市区町村で保育施設の申込みに必要な書類一式

売買契約書や賃貸借契約書等、物件の住所及び引き渡し日が記載された書類

園見学確認書類 提出書類チェックリスト 保育所等入所に関する確認書

（綾瀬市の様式「児童の状況」をご利用いただき、園見学をしてください。住民登録のある市区町村で同様の様式があれば代用可能です。）

転入予定で、園見学ができない場合は園へ電話連絡をしていただくことで省略できる場合があります。詳しくはP.18保育所等に関する

Q&AのQ2をご確認ください。



（３）利用調整・結果について

綾瀬市で利用調整を行います。なお、就労要件での申込みの場合減点となります。（P.16「保育所等入所選考基準」内「市外居住者」に該当）転入予定の場合は減点されませんが、同点で並んだ場合は綾瀬市民を優先します。

結果は、住民登録のある市区町村に回答いたします。住民登録のある市区町村からの結果通知をご確認ください。

注意事項

- 転入後は、改めて綾瀬市保育課に申込みが必要となります。手続きをしないと、申込みが継続しないことや、利用承認が取消されることがありますので、ご注意ください。
- 綾瀬市内の保育施設申請の必要がなくなったときには、速やかに利用申込み取下げの旨を住民登録のある市区町村保育施設担当部署にご連絡ください。
- 綾瀬市外にお住まいの方が綾瀬市内の公立保育園を利用する場合は、保育料の納付先が住民登録のある市区町村ではなく綾瀬市となります。
- 市外の保育所等と、綾瀬市の保育所等との二重在籍はできません。
- 転入予定においてお住まいの市町村で直接申請するように案内があった場合はこの限りではありません。

幼稚園・保育所等位置図



綾瀬市認可保育施設一覧

保 育 所

令和8年4月現在

保育所名	定員	公・私	所在地	電話	開園時間	受入可能月齢	一時預かりの実施	延長保育料(参考)
綾 南 保 育 園	129名	公立	上土棚南1-4-17	0467-76-0030	(月～金)AM7:30～PM7:00	3か月	○	月額:2,500円、1回:500円
					(土) AM7:30～PM6:30			
大 上 保 育 園	115名	公立	大上6-14-5	0467-77-0323	(月～金)AM7:30～PM7:00	3か月	○	月額:2,500円、1回:500円
					(土) AM7:30～PM6:30			
つ ぼ み 保 育 園	110名	私立	深谷中5-20-48	0467-78-0641	(月～金)AM7:15～PM7:30	産休明け		0・1歳児 月額:4,000円 (1回:500円) 2歳児以上 月額:2,500円 (1回:300円)
					(土) AM7:30～PM4:30			
吉 岡 保 育 園	60名	私立	吉岡1980	0467-78-4324	(月～金)AM7:30～PM7:30	産休明け		月額:2,000円～3,000円 1回(30分):200円～300円
					(土) AM7:30～PM5:00			
お と ぎ 保 育 園	150名	私立	早川3067-5	0467-76-3841	(月～金)AM7:00～PM7:30	産休明け	○	月額:2,500円、1回:500円
					(土) AM7:00～PM7:30			
深 谷 保 育 園	90名	私立	深谷上3-1-29	0467-76-8471	(月～金)AM7:00～PM7:00	産休明け		1～2歳児 月額(30分):3,000円 1回(15分):250円 3歳児以上 月額(30分):2,000円 1回(15分):250円
					(土) AM7:00～PM5:00			
さくらチャイルドセンター	60名	私立	寺尾西1-13-1	0467-78-8111	(月～金)AM7:30～PM7:00	6か月	○	月額:3,000円、1回:300円
					(土) AM7:30～PM4:00			
綾 瀬 い ず み 保 育 園	90名	私立	上土棚北4-11-41	0467-55-9696	(月～金)AM7:30～PM7:00	2歳児から	○	月額:2,500円、1回:500円
					(土) AM7:30～PM5:00			
綾 瀬 い ず み 保 育 園 あ ー す 館	35名	私立	上土棚北4-7-49	0467-55-9696	(月～金)AM7:30～PM7:00	産休明け		月額:2,500円、1回:500円
					(土) AM7:30～PM5:00			
綾 瀬 ゆ め っ こ 保 育 園	72名	私立	大上4-2-25	0467-76-0077	(月～金)AM7:00～PM7:00	4か月	○	月額:3,000円～15,000円 1回(30分):600円
					(土) AM7:00～PM6:00			
か え で チャイルドセンター	50名	私立	寺尾台1-12-60	0467-78-0121	(月～金)AM7:30～PM7:00	6か月		月額:3,000円、1回:300円
					(土) AM7:30～PM4:00			

◎綾瀬いずみ保育園あーす館は0歳児～1歳児までの利用になります。2歳児以上は綾瀬いずみ保育園での利用になります。

認 定 こ ど も 園

ピ ッ ピ こ と り こ ど も 園	1号 15名 2・3号 105名	私立	吉岡1526	0467-78-5025	(月～金)AM7:00～PM7:00	6か月		月額:3,000円、1回:300円
					(土) AM7:00～PM6:00			
春 日 幼 稚 園	1号 256名 2号 20名	私立	吉岡1360	0467-78-2320	(月～金)AM7:30～PM6:30	3歳児から		2号短時間認定のみ 早朝1回200円 保育終了後1回300円

小 規 模 保 育 施 設

ぼ と ふ 綾 瀬	19名	私立	寺尾西3-11-1	0467-71-1235	(月～金)AM7:30～PM7:30	3か月		月額:5,000円 1回(30分)500円
					(土) AM7:30～PM6:30			
ぼ と ふ 寺 尾 中	19名	私立	寺尾中1-8-11	0467-84-7064	(月～金)AM7:30～PM7:30	3か月		月額:5,000円 1回(30分)500円
					(土) AM7:30～PM6:30			
綾 瀬 こ っ こ 保 育 園	19名	私立	寺尾北1-15-11	0467-33-4319	(月～金)AM7:00～PM7:00	3か月		月額:30分 2,500円 1時間 5,000円 1回(30分):250円
					(土) AM7:00～PM6:00			

◎詳細については市役所または各保育所までお問い合わせください。

令和8年4月より園見学が必須となりました。詳細は、ご案内のP.9「園見学について」をご確認ください。

開園時間は、預かり可能時間と異なる場合があります。見学時にご確認をお願いします。

保育所等入所選考基準

①基本指数

事由	内 容	点数
就労	就労時間が1か月に160時間以上	100
	就労時間が1か月に140時間以上160時間未満	90
	就労時間が1か月に130時間以上140時間未満	80
	就労時間が1か月に120時間以上130時間未満	70
	就労時間が1か月に110時間以上120時間未満	60
	就労時間が1か月に100時間以上110時間未満	50
	就労時間が1か月に90時間以上100時間未満	40
	就労時間が1か月に80時間以上90時間未満	30
	就労時間が1か月に64時間以上80時間未満	20
妊娠出産	妊娠・出産 妊娠中であるか又は、出産後間がない	70
疾病・障害	疾病 入院（正常な分娩による入院を除く）	100
	疾病 居宅内療養 常時臥床	90
	疾病 精神性・感染性疾患	80
	疾病 居宅内療養（通院加療）保育が困難と認められるもの	50
	重度（1級2級）身体障害	90
	障害のため保育支障	80
介護看護	同居する親族の常時介護・看護が必要	80
	同居する親族の介護・看護が必要	50
災害復旧	生計中心者	100
	生計協力者	80
求職活動	生計中心者が求職中	80
	上記の世帯以外で、求職中である場合	20
就学	就労の項目に即した点数	20～100
虐待	虐待・DV	100
育休	育児休業中で当該児童が小規模保育事業等を利用しており満3歳になることに伴い保育所等の利用を希望する場合	90
その他	特に入所が必要であると福祉事務所長が認める場合	100

※ 上記表における「勤務時間」とは、出勤から退勤までの時間（休憩時間を含む）と通勤時間の合計を基本とする。

②保護者ごとの調整指数

障害者（身体障害者手帳等）	10
---------------	----

③世帯ごとの調整指数

ひとり親家庭	20
生活保護家庭で就労又は求職活動の要件に該当する場合	20
虐待・DV	20
生計中心者の失業	10
産後育休明けに復職する	20
育児休業に伴い保育所等を退所している場合	40
両親以外の保護者に養育されている場合	40
就労等していない保育可能な同居人（18歳以上（高校生は除く）65歳未満）がいる場合	-50
市外居住者	-50
現年度保育料滞納がある場合（6か月未満）※1	-50
現年度保育料滞納がある場合（6か月以上）※1	-100
過年度保育料滞納がある場合※1	-100

保護者が市内の認可保育施設に保育士、保健師、看護師、准看護師として月120時間以上で在勤、又は在勤予定かつ入所月から起算して1年以上勤務する場合※2※3	50
保護者が市内の認可保育施設に保育士、保健師、看護師、准看護師として月120時間未満で在勤、又は在勤予定かつ入所月から起算して1年以上勤務する場合※2※3	40
保護者が市内の認可保育施設に栄養士及び調理員として在勤、又は在勤予定かつ入所月から起算して1年以上勤務する場合※2※3	30
希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合	-200

※1 保育料の滞納に関する減点は、督促状の納期限経過後から減点とする。

※2 転園、1号認定で利用している認定こども園を2号認定に変更する場合を除く

※3 保育士等就労における誓約書の提出があるものに限る。

④児童ごとの調整指数

障害児（療育手帳等）	20
きょうだいで入所希望（既にきょうだいが保育所に在所している場合の入所希望も含む）	20
1号認定で利用している認定こども園を、保護者の就労状況が変化した等の理由で、2号認定での利用を希望する	20
連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児	40
地域型保育事業卒園児で、連携施設以外の施設を希望する	20
地域型保育事業卒園児で、連携施設を希望したが入所することができず、やむを得ず連携施設以外の施設を希望した場合	40
きょうだいが在園する施設への転園申込児童	20
認可外保育施設等に有償（月極に限る）で預けている場合	30
上記以外に有償で預けている場合（一時預かり等）	10
他市の保育所等に在所しているが継続して通所できない場合	40
希望する保育施設の見学が確認できない場合	-50
転園希望（ただし、次の場合は除く。他市の保育所等に在所しているが継続して通所できない場合、きょうだいが在園する施設への転園、転入を伴う転園）	-30
保育施設へ入所を希望する年度内に内定を辞退した場合（病気等やむを得ない場合を除く）	-50

○選考方法

保護者の状況について父母の①基本指数の合計に②～④の調整点数を加減算する。（ひとり親世帯の場合

合は、父又は母の基本指数に100点を加算する）

※同点の場合は、まず希望順位の高い世帯の児童から入所させる。それでも優先順位がつかない場合

は、以下の項目等により総合的に判断し、特殊事情がある場合はこれを考慮する。

1	市内在住
2	基本指数
3	ひとり親家庭・単身赴任等
4	生活保護世帯
5	育児休業等
6	きょうだい児が既に在園
7	双子・多子世帯（18歳未満の子が3人以上）
8	障害児（療育手帳等）
9	保留期間
10	同じ世帯の保育料滞納の有無
11	祖父母の状況
12	収入が低い

12 保育所等に関するQ&A

※保育所等とは認可保育所、認定こども園、小規模保育施設をいいます。

1 申込みについて

Q1 保育所等の空き状況を教えてください。
毎月1日現在の入所見込み状況表（及び保留児童数の集計）をホームページに掲載しています。（各月の上旬頃に更新） 保育士の配置状況により定員に満たなくても入所できない場合や、一方で定員に満ちていても面積要件や保育士の配置基準に余裕があれば入所ができる場合があるため、空き状況は○△×で見込みを表示し、具体的な人数は表示しておりません。 単純に定員から在籍数を引いた人数が「空き人数」となるわけではなく、常に変動するものであるため、○や△でも上記の理由により入所ができない場合があります。
Q2 園見学をしなくてもよい場合はありますか。
原則園見学は必須ですが、きょうだい児がすでに在園している場合や、直近（1年以内を目安とする）ですでに園見学をしている場合など、園が不要と判断した場合は不要とします。いずれも園に連絡し園見学が不要であることを確認したうえで、確認日と園名（対応した方の名前）を代筆してください。 なお、申請期限までに見学ができなかった、忘れていたなどは認められませんので、必ず申請期限までに園見学を済ませてください。その他、やむを得ない事情があり園見学ができない場合は市にご連絡ください。
Q3 受入可能月齢はどの時点での月齢になりますか。
入所希望月の1日に当該月齢に達している必要があります。
Q4 これから出生予定の子どもの入所申込みをすることはできますか。
出生前の入所申込みをはできません。出生届提出後に申込みをしてください。
Q5 申込み書類は早く提出したほうが保育施設に入りやすくなりますか。
先着順ではないため、入りやすくなることはありません。
Q6 保育所に入所できたら仕事を始めようと考えていますが、申込みはできますか。
可能です。ただし、入所後3か月以内に認定基準を満たす就労等が確認できない場合は、利用ができなくなります。なお、申込み中に仕事が決まったからといって入所できるものではありません。
Q7 介護・看護で認定を受ける場合、別居の親族でも対象になりますか。
介護・看護の対象は、同居又は長期入院している親族となります。同居していない場合には、長期入院していなければ対象になりません。
Q8 育児休業中ですが、保育所等の申込みはできますか。
可能です。ただし、お子さんが入所した月の翌月14日までに、申請時に提出した就労証明書に記載された職場に復帰することが必要です。（就労時間の短縮も原則認めていません。） また、入所後に育児休業の復帰年月日が記載された就労証明書を提出していただきます。復職が確認できない場合は、内定・入所を取消します。

Q 9 育休取得中ですが、派遣会社で勤務しており、復帰後の就労場所や時間が不確定です。保育所等の申込みはできますか。
可能ですが、就労時間や通勤時間を基に点数をつけるため、復帰先が決まらず就労証明書が出せない場合は原則求職活動の指数で選考を行います。（詳細な状況によるため窓口で相談してください。）
Q 10 上の子が保育所等を申込み中に下の子を出産しますが、上の子の申込みは下の子の産休、育休中で継続して申込みできますか。
産休の間は入所の申込みが可能ですが、育休での申込みは育休復帰が条件となるため、下の子の預け先の確保等が必要となります。（育休復帰ができる場合は育休中でも申込みが可能です。）
Q 11 現在育休取得中で、育休の延長における給付金の手続きにおいて保留通知が必要です。何月の申込みをすればいいですか。
育児休業給付金の支給対象期間の延長については、子が1歳に達する日（※）の翌日時点で保育が実施されないことが延長要件になるため、養育している子の1歳の誕生日を含む月の申請をいただくようご案内しておりますが、何月分の保留通知が必要かは就労先等でご確認ください。（毎月の提出を求められる場合もあります。）※子が1歳に達する日とは、子の1歳の誕生日の前日のことです。
Q 12 入所できなかった場合は、毎月再度申込みが必要ですか。
利用申込書は年度内（3月）まで有効です。有効期間中は毎月入所の選考をします。年度内に入所できなかった方で、引き続き保育施設の利用を希望される場合は、次年度4月の申込みが必要となります。書類配布、申込み期間については綾瀬市の広報やホームページをご確認ください。（例年10～11月頃受付）
Q 13 幼稚園と認可保育所を併願することはできますか。
○施設型給付幼稚園の場合（市内であれば、綾瀬中央幼稚園、ドレーパー記念幼稚園、綾瀬ゆたか幼稚園、ピッピことりこども園（教育）、春日幼稚園（教育）） 併願は可能ですが、1号と2号の認定を同時に受けることはできません。認可保育所を利用するための2号認定の申請と保育所等利用の申込みを行うとともに、幼稚園の入所申込みを行っていただきます。最終的に幼稚園に入園する場合、1号認定への切替えが必要になります。 なお、特例として幼稚園に通いながら保育所等への利用申請を行う場合に限り、1号認定を受けながら保育所等の申込みをすることになります。 ○私学助成幼稚園の場合（市内であれば、上記の5園以外） 新1号認定（※参照）と2号認定を申請していただきます。保育所等の入所が決まれば新1号認定を取上げていただき、2号認定のみとなります。保育所等の入所が保留になった場合は、取下げの必要はありません。幼稚園に入園が決まった場合は、新1号認定を残し2号認定は取下げとなります。保育課までご連絡ください。 ※新1号認定とは、私学助成幼稚園に通っており、保育の必要性の事由に該当しない方が対象になります。

2 書類の記入方法等について

Q 1 希望園は1つだけですが、申込書にはすべて同じ園を書いてよいでしょうか。

また、第1希望から第3希望まですべて埋めなければならないのでしょうか。

希望園が1つしかないのであれば、第1希望園の欄のみ記入してください。第1希望から第3希望まで記入する場合は、異なる施設を通わせたい順に記入してください。（なお、ひとつでも園見学をしていない園がある場合は減点の対象になります。）

Q 2 就労証明書の証明日は、何か月前まで有効ですか。

入所申込月の6か月前まで有効です。（例：4月申込み→10月1日以降の証明日）

Q 3 有期雇用のため、就労証明書には現在の雇用期間が記載されているが一定の期間で更新されます。認定は雇用を更新するたびに再申請になりますか。

備考欄等に更新間隔の記載があれば更新毎の就労証明書の提出は不要です。

Q 4 ひとり親判定になるのはどのような場合ですか。

児童扶養手当を受給している場合か、次のとおりです。

離婚	同居（住民基本台帳上）	別居（住民基本台帳上）
協議中（弁護士がいる）	×	○（ひとり親判定）
離婚調停中	×	○（ひとり親判定）
離婚確定	×	○（ひとり親判定）
DV（第三者証明）	○（ひとり親判定）	○（ひとり親判定）

※ひとり親判定となる場合は、ひとり親証明が必要です。（P. 8で必要な書類を確認してください。）

Q 5 片親が単身赴任で別居しています。その場合、保育を必要とする事由を証明できる書類は、子どもと同居している保護者分のみ提出すればよいのでしょうか。

保護者が単身赴任等で別居している場合であっても、保護者（父母）それぞれの保育の必要性の事由を確認できる書類が必要です。ただし、離婚前提別居中で離婚をしていない場合は調停通知書等を提出していれば不要です。

Q 6 申込みの取下げ後再度申込みが必要になった場合、前回提出した書類をそのまま使用することはできますか。

提出された書類の返却、取下げの取消しはできません。申込みが必要な場合は、改めて申込書一式の提出が必要です。

Q 7 申請書の個人番号は、必ず記載する必要がありますか。

申請年の1月1日時点で綾瀬市に住民票がある方は、記入を省略いただいても構いません。

Q 8 二世帯住宅ですが、オール電化であり支払いは世帯ごとに分かれておらず一括になっています。また、口座引き落としのため領収書が出せません。

家計が完全に別であることの証明となるため、支払いを共にしている場合は完全別居として認められません。ただし、別途業者への支払い以外で世帯ごとに按分して支払いをしている事実があればこの限りではありません。

また、領収書が出せない場合は、通帳の写しや、アプリ・Web サイト等の画面を印刷した書類など、支払者と引き落とし額がわかるものの提出をお願いしています。

3 判定方法、利用調整指数等について

Q1 第3希望まで申込みをしましたが、どのように調整されますか。

点数（P.16「保育所等入所選考基準」の指数の合計）の高い方から順番に第1希望の園から調整します。ただし、同点の場合は、希望順位が高い方が優先されることがあります。

○例

希望園 点数	第1希望	第2希望	第3希望
100点	A園	B園	C園
90点	B園	C園	A園
80点	C園	B園	A園

<B園に1人入所可能な場合>

B園を第1希望にしているのは90点の人だが、点数を優先するので第2希望でB園を希望している100点の人が案内される

Q2 利用調整（選考）の結果はどのように分かるのですか。

保育所等への入所が内定した場合は、まず、利用希望月の前月20日頃に電話で面接等についてご案内し、面接後に決定通知をお送りします。

入所保留になった場合、利用希望月の前月25日頃に文書で通知します。なお、この通知は申込みの最初の月のみの発行となります。（その後は希望により毎月保留証明書の発行が可能です。保育課までご連絡ください。）

その後の結果は、内定の場合のみ電話でお知らせします。4月入所（1次）については、内定と保留どちらの場合でも1月上旬頃に文書で通知をお送りいたします。

Q3 育休時短勤務で復職予定です。優先順位は下がりますか。

就労要件の場合、勤務時間と勤務日数により選考を行います。この場合の勤務時間とは雇用契約上の勤務時間を指しますので、一定期間に限り、時短勤務制度を利用する場合でも、不利になることはありません。（元の雇用契約を変更される場合を除く。）なお、入所後の預かり時間については、実際の勤務時間を元に園で決定しますので、ご注意ください。

Q4 会社独自（法定でない）育休は、「産後育休明けに復職する」加点の対象になりますか。

法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含むため、加点対象です。

Q5 上の子が保育所等に在籍していますが、母が下の子の育休を取得するので退所します。育休から復帰するときに、2人の子どもを保育所等に預けたいのですが、優先順位は上がりますか。

育児休業により、保育所等を退所した場合、育休復帰時に入所申込みをする際には、加点の対象になります。（加点されるのは一度保育所等を退所している上の子のみです。下の子は、通常通り育休明けの加点がつきます。）

Q6 リフレッシュを理由に月数回一時預かりを利用していますが、加点の対象になりますか。

加点対象は、就労等（育休中や求職中の利用は除く）で定期的に利用している場合となりますので、就労していない場合は加点の対象外です。また、「定期的」の判断として週2回以上の利用を目安としております。

なお、証明書類として領収書であれば2枚以上、1枚のみの提出の場合は、利用頻度を手書きで余白に記載し提出してください。

※領収書は、施設名・児童名の記載があるもので利用料の支払いとわかるものに限りします。

※利用頻度は利用している園に確認を取ることがあります。

4 内定後・保留中に関することについて

Q 1 入所内定・決定後に辞退することはできますか。
入所内定連絡時にお伝えください。ただし、他の申込者の入所に影響しますので、原則内定決定後の辞退は避けていただき、希望園については必ず通える園のみを記入してください。なお、内定を辞退した場合、申込みをした月の年度内に限り保育所等入所選考基準（P. 16・17参照）の調整指数により減点されます。
Q 2 入所保留になりました。いつ頃入所できるか、自分が何番目で待機しているか教えてください。
希望の保育所等に空きがない場合、基本的に、既に在園している子どもが退所しないと受入れができないため、いつ入所の案内ができるかは分かりかねます。 また、申込みされている方が何番目かは、毎月新たな申込者がいることからお答えしていません。
Q 3 ならし保育の期間はどのくらいですか。また、預かり時間はどのように調整されますか。
ならし保育は、入所当初の概ね1～2週間程度、通常保育時間より短い時間の預け時間になります。 預かり時間は園との調整となりますので在籍する施設と相談してください。なお、認定された保育要件以外の事由で利用することはできません。保護者が休日の日など、保育を必要としない日については、ご家庭での保育を基本としてください。
Q 4 入所内定後、急遽退職することになりました。その場合でも入所は可能ですか。
入所月の1日時点での保育を必要とする事由を点数化し、選考を行っています。そのため、保育を必要とする事由が申込書上と実際に入所する月の1日時点で異なる場合や、転職等により就労時間が変わる場合は、点数が変わってしまう可能性があり、場合によっては内定が取消しとなります。
Q 5 入所保留になり待機中です。申込みの後に就職しましたが、どうすればよいですか。
申込みの後に求職活動から就労に変わった場合や転職した場合は、就労証明書を改めてご提出ください。その他に世帯状況など（引越し、転職、退職、妊娠等）申込み書類の内容と状況が変わった場合は必要な書類をご案内しますので、保育課までご連絡ください。なお、未提出のままで、申込みの内容と実際の状況に相違がある場合、内定が取消しになる可能性がありますのでご注意ください。
Q 6 入所申込が保留になっている証明書は毎月もらえますか。
「保育所入所保留通知書」は、申込みした最初の月のみ発行します。翌月以降は発行しませんが、希望があれば「入所保留証明書」を発行しますので、希望する場合は事前に保育課保育・学童担当までご連絡ください。（綾瀬市の規則上定められているのは「保育所入所保留通知書」ですが、どちらも綾瀬市が入所保留であることを証明する公的な書類です。）
Q 7 第3希望の保育所に入所が決まりました。第1希望の保育所に空きが出たら転園できますか。
いずれかの保育所等に入所が決定した場合は、他の保育所等への申込みの効力はなくなります。他の保育所等を希望する場合は、改めて転園の申込みをしてください。 新規入所の申込みと同様に利用調整を行います。減点の対象になります。

5 転園申込みについて

Q 1 市外からの転入に伴う転園は、どのように調整されるのですか。
転入に伴う転園は、前居住地の園に在籍するための要件（市内在勤等）がないため一定期間で退所しなければならない場合は、加点の対象になります。また、転園の減点の対象にはなりません。
Q 2 現在、育休中で転園を考えています。通常の申込みでは、育休から復帰することが条件になると思いますが、転園の場合でも復帰しなければいけませんか。
通常の入所申込みと同じ取扱いになるため、育休中の方が転園を希望される場合も、育休から復帰し就労することが前提となります。
Q 3 転園が決まりましたが、事情により元の施設へ戻りたいです。
転園先の内定と同時に元の施設で別の利用希望者が決まっていることが多く、戻ることはできません。 また、転園申請は通常の入所申込みと同じ扱いになるため、戻りたい場合は再度新規に申請する必要があります。

6 市外からの申込み・市外の園への申込みについて

Q 1 綾瀬市にすでに居住している人の家に転入し同居予定です。売買契約書や賃貸契約書等が提出できません。どうしたらよいですか。
転入先の住所に住んでいる方に同居予定であることを申立ててもらう必要があります。 任意様式（市ホームページに参考様式あり）において、「誰」が（転入予定の方（児童含める世帯全員））、 「いつ」、「どの住所」に引っ越しすることを申立てる、「同居予定申立書」を作成し提出をお願いします。 なお、同居予定の方が18歳以上（高校生は除く）65歳未満の場合、保育を必要とする事由を確認するための書類も提出が必要となりますので注意してください。
Q 2 父母以外の同居者（祖父母等）が綾瀬市に勤めている場合には、在勤要件に該当しますか。
該当しません。父母のどちらかの仕事先が綾瀬市にある場合のみ在勤要件に該当します。
Q 3 市外の保育所を申請する際、綾瀬市の様式では希望園を3園までしか記載できませんが、市外の保育所をそれ以上希望することはできないですか。
申請する市町村に希望できる園数をご確認いただいたうえで、希望することは可能です。綾瀬市の様式を使用する場合は、余白に記載いただくか、希望園のみ記載したものを複数ページご提出ください。
Q 4 綾瀬市外に住んでいて、在勤要件で綾瀬市内の保育施設に在籍していますが、綾瀬市内の勤務先を辞める予定です。いつまで在籍できますか。
原則は綾瀬市内の勤務先を辞める月末までです。（疾病や求職活動での継続は不可） ただし、同年度内に綾瀬市から転出している場合に限り、年度末まで在籍ができます。

7 転出・転入について

Q 1 保育所等に在園中に綾瀬市外へ転出しました。保育所等はそのまま在籍することはできますか。
保護者が綾瀬市内で在勤（月64時間以上の就労が必要）していれば引き続き在籍できます。 在勤要件がない場合は、転出された年度末（3月）までの在籍となります。なお、転出後も継続して利用するには綾瀬市へ退所届の提出と転出先の市町村で申込みの手続きが必要です。必要書類については転出先の市町村へお問合せください。
Q 2 転入前の市町村で保育所等に通っていたのですが、そのまま在籍できますか。
転入前の園のある市町村に直接お問合せください。なお、在籍できる場合でも手続きが必要となります。必要書類については、保育所の入所申込みと同じ書類一式必要です。（P. 6「5 必要書類について」参照）

8 保育料について

Q 1 保育料以外の費用はかかりますか。
施設にとって必要であると認められるものについては、各施設の判断で設定することができます。給食や行事参加のための費用など市が定める保育料以外の費用については希望施設に確認してください。
Q 2 欠席した場合、保育料は日割計算されますか。
欠席については、理由や日数に関わらず日割計算はされません（給食費も同様）。また、2ヶ月以上にわたって休む時は退所になります。
Q 3 保育料の平均値を教えてください。
令和7年4月1日時点の保育料の平均値（0～2歳児）は24,238円、0円の保護者を除く28,458円となっています。
Q 4 3歳になった翌月から保育料は無料になりますか。
保育料は年度当初の年齢に応じて決まるため、3歳になった翌年度4月より無料になります。
Q 5 ひとり親家庭の保育料は無料ですか。
保育料は保護者の収入が120万円以下の場合、同居の祖父母を含めた市民税所得割額により決定しますので、無料とは限りません。
Q 6 上の子が企業主導型保育施設、下の子が保育所に在園している場合下の子の保育料の多子カウントはどうなるのでしょうか。2人目として半額になりますか。
この場合は、多子カウントは2人目としてカウントされるので下の子の保育料は半額になります。 多子カウントの対象になる施設等については、P. 32「4. 保育料の減免等」を確認してください。
Q 7 これから保育園の申請をしようと考えています。保育料がどのくらいか電話で教えてもらえますか。
利用料は入所決定後「保育料決定通知書」でお知らせします。入所決定前でのお問い合わせは、電話や窓口等の手法を問わずお答えできません。 目安の金額を試算される場合は、P. 30「保育料について」や、P. 33「保育料徴収額表＜対象：0～2歳児クラス＞」をご参照いただき、市民税等をもとに計算してください（調整控除額など世帯ごとに異なるため、あくまでも目安の額となります）。

9 認定こども園について

Q 1 認定こども園に教育認定（1号認定）で在籍していますが、母も就労することになったので保育認定（2号認定）に変更できますか。

認定こども園に教育認定で在籍していて、保育認定に切替える場合、通常の保育所等の申込みと同様、利用調整がかかるため、希望通りの変更ができない場合があります。なお、教育・保育給付認定については、保育部分に入所が内定したタイミングで1号から2号へ変更させていただきます。

1.3 利用開始後の注意事項について

1 通常保育時間

保育所等は、認定された保育要件以外の事由で利用することはできません。

また、保育必要量（8時間 or 11時間）は最大時間であり、実際の利用時間は保育が必要な範囲です。

保護者が休日の日など、保育を必要としない日については、ご家庭での保育を基本としてください。実際の預かり日時については、園とよくご相談ください。

※就労時間が終了しているなど、家庭での保育が可能な場合は、保育利用時間内でもお迎えにきてください。詳しくは、入所承諾通知と同封する「保育所等入所後のご案内」をご確認ください。

ならし保育

入所当初、子どもが保育所等に慣れていないため、概ね1～2週間程度。
通常保育時間より短い時間の預け時間になります。



育休復帰（就労予定）での入所

育児休業復帰及び就労予定の場合は、入所月の翌月の14日までに就労を開始してください。

就労認定での利用となりますが、復職までの期間の預かり時間は、園と相談してください。

なお、就労開始後は、復職日が記載された就労証明書を復職後2週間以内に提出してください。復帰の確認後取れない場合は、就労先に連絡し確認する場合があります。

2 延長保育

延長保育は就労時間の関係で、やむを得ず認定された保育必要量よりも長く児童をお預けになる場合には朝・夕方にご利用いただけます。施設の利用が決定してから各施設で手続きをしてください。延長保育を利用される場合には、通常の保育料とは別に延長保育料が必要となります。（詳細は、P.15「綾瀬市認可保育施設一覧」の延長保育料を参照）

3 休園日

日曜日、国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日まで。

4 利用辞退・解除（退所）

以下の場合、退所する月末までに、速やかに退所届を利用施設、または保育課にご提出ください。

- (1) 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。（認定取り消しになる場合）
- (2) 転出により綾瀬市に住所を有しなくなったとき。

※引続き同じ保育所の利用を希望される場合でも、一度退所扱いとなり、転入先市区町村で新たに支給認定の申請、及び入所申込みの手続きが必要です。

- (3) 保育所を子どもが休んだ日から起算して概ね2か月以上にわたって休むとき。

※月の初日に在籍があれば、登園状況にかかわらず、その月の1か月分の保育料がかかります。

5 教育・保育給付認定の変更の届出

支給認定証が交付された後に、就労状況や家族の状況などに変更があった際は、届出が必要になります。届出内容を確認した結果、教育・保育給付認定の変更が生じた場合は新たな支給認定証を交付します。

また、認定内容の変更に伴い、保育料にも変更が生じる場合がございますので、状況が変わった際は速やかに届出をお願いします。

認定の他、氏名、住所、勤務先等の変更があった場合は、住所等異動届の提出を必ず行ってください。

※変更時の手続きはP. 28・29の「14 変更時の手続き方法について」をご参照ください。

原則、認定の変更は月単位で、申請書が提出された翌月1日より変更されます。
提出がない場合、遡りて認定を変更することはできませんのでご注意ください。



6 産休・育休時の在園期間

保護者が産前産後休暇（産休）・育児休業（育休）を取得する場合は、事前に保育課までご相談ください。

育休取得による在園児の継続保育は、育休に係る子が1歳になる月の末日までです。ただし、育休に係る子が1歳になる月の前の月の10日までに入所申込みの手続きを行い、入所保留となった場合は、年度末まで期間を延長できます。

7 更新の手続き（現況届の提出）について

入所承諾期間は、1年間（年度単位）です。

更新日程等については、例年12月頃市役所から保育園を通して、必要書類（最新の就労証明書等）の再提出を依頼し確認を行います。

その際、保育の必要性が確認できない（未提出を含む）場合、更新ができず退所となります。

特に、就労実績が月64時間に満たない場合、職場や保護者に確認のご連絡をしたうえで、保育の必要性が確認できない場合退所となります。

8 施設変更（転園）

利用開始後に施設変更（転園）を希望する場合は、新規申込みと同様に必要書類一式（P. 6～8参照）を、各月の申込締切日（P. 2参照）までに、保育課の窓口にご提出ください。

なお、選考につきましても新規申込みと同様の扱いとなり、転入に伴う転園、兄弟が在園する園への転園希望を除き、減点の指数がつきます。

また施設の変更が決定した場合、元々在籍していた施設に新たな利用者をご案内するため、決定後の施設の変更の取消しはできません。変更希望を取下げの場合は早急に保育課にご連絡ください。

14 変更時の手続き方法について

- ・保育の必要性の事由及び保育の必要量が実態と異なる場合、保育所等の利用ができなくなりますので、変更の際は必ず手続きを行ってください。
- ・次の表中の「変更内容」が発生しましたら、速やかに手続きを行ってください。
- ・原則、認定の変更は月単位で申請書が提出された翌月1日より変更されます。※遡り不可
※例：7月1日から変更したい場合→6月末までに申請書提出
- ・書類の提出先は、在籍中の市内保育所等又は市役所保育課へ直接お願いします。
- ・給付認定申請書は、子ども1人につき1枚必要です。

	変更内容	変更手続きに必要な書類	変更後の利用できる期間	変更後の保育の必要量	その他
1	住所の変更（市内転居）	・住所等異動届			
2	住所の変更（市外転居）	・退所届	市内に就労先がある →小学校就学前まで 市内に就労先がない →年度末まで		※転居後も引き続き市内の保育園に通う場合は、転居後に転居先の市町村で別途手続きが必要。 ※転居先の保育所を利用又は希望申請を事前に行っている場合、転居後に転居先の市町村で別途手続きが必要。
3	就労先の変更で勤務時間及び通勤時間に変更がない場合（勤務地の変更を含む）	・住所等異動届 ・就労証明書 ・自営業又は内勤が確認できる書類（その他参照）	小学校就学前まで ※契約期間等がある場合は、その期間まで		※自営業又は内勤が確認できる書類 ・個人事業の開業届の写し ・営業許可書の写し ・登記事項証明書の写し ・確定申告書（控）等の事業の収入を証明するものの写し ・その他自営（内職）が確認できる書類（請負契約書他）
4	就労先の変更で勤務時間及び通勤時間に変更がある場合（勤務地の変更を含む）	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・就労証明書 ・自営業又は内勤が確認できる書類（その他参照）	小学校就学前まで ※契約期間等がある場合は、その期間まで	標準時間 （月120時間以上働いているとき）	
5	就労時間の変更	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・就労証明書 ・自営業又は内勤が確認できる書類（その他参照）	小学校就学前まで ※契約期間等がある場合は、その期間まで	短時間 （月64時間以上働いているとき）	
6	仕事を探しているとき（求職中）	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・ハローワーク受付票の写し又は求職活動中の旨がわかる申立書	原則として3ヶ月	短時間	※申立書は任意様式です。どのように求職活動をしているのか具体的に記載し、申立日と住所及び氏名を自署してください。
7	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・分娩予定日がわかるもの（母子健康手帳の写し又は診断書）	出産予定日の前6週間と後8週間を含む月を原則とし、必要な期間	標準時間	※母子健康手帳の写しは、表紙と分娩予定日が記載されているページ
8	育児休業を取得するとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・育児休業に伴う継続入所についての申立書	育児に係る子が1歳になる月の末日	短時間	
9	育児休業を延長するとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・育児休業延長に伴う継続入所についての申立書	年度末まで	短時間	※育児に係る子が1歳になる月の前の月の10日までに入所申込みを行い、入所保留となった場合に適用

	変更内容	変更手続きに必要な書類	変更後の利用できる期間	変更後の保育の必要量	その他
10	離婚したとき（離婚予定を含む）	離婚した場合 ・住所等異動届 ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は児童扶養手当受給証明書の写し 離婚予定の場合 ・住所等異動届 ・裁判所より発行される離婚協議中である旨が証明できる書類又は、離婚協議中である旨がわかる弁護士等による証明（公正証書など）			
11	再婚したとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・再婚相手の就労証明書等、保育の必要性が確認できる書類			
12	氏名を変更したとき	・住所等異動届			
13	世帯員の変更（増員）のとき	・住所等異動届 ・新たに世帯員となった者（出生、18歳未満及び65歳以上を除く）の就労証明書等、保育の必要性が確認できる書類			
14	世帯員の変更（減員）のとき	・住所等異動届			
15	病気、負傷、障がいなどのため保育が困難なとき（病気等で休職の場合も含む）	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・診断書（必要と認める期間を記載）又は障害者手帳	診断書などで必要と認める期間	標準時間	※診断書には自宅での保育が困難で、保育所等での保育が必要な旨が記載されている必要があります。（この旨の記載がない場合、受理できません）
16	介護や看護しているとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・介護（看護）状況申告書（様式2） ・診断書（必要と認める期間を記載）	診断書などで必要と認める期間	標準時間	※診断書には自宅での保育が困難で、保育所等での保育が必要な旨が記載されている必要があります。（この旨の記載がない場合、受理できません）
17	震災・火災などの復旧にあたっているとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・被災証明書	復旧状況により必要と認める期間	標準時間	
18	大学、職業訓練校などに通っているとき（通信制を除く）	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・学生証（又は在学証明書）又は職業訓練の受講を説明する証明書 ・時間割等就学時間がわかる書類	就学期間中	標準時間 （月120時間以上就学しているとき）	
				短時間 （月64時間以上120時間未満就学しているとき）	
19	保育所等を辞めるとき	・退所届	退所希望日まで（原則月末退所）		

15 保育料について

児童（0歳児～2歳児クラス）が保育所等の利用を開始した場合、毎月、保育料をご納付いただきます。市内の保育所等に通っている方には、保育料通知は利用開始した月の中旬ごろに行い、納付書は施設より手渡しされます。市外の保育所等に通っている方は、郵送でお送りいたします。なお、**幼児教育・保育無償化に伴い、3歳児クラスから5歳児クラスの保育料は0円となります。**

※公立・私立での保育料の違いはありません。

1 保育料算定（0歳～2歳児クラス）

保育料の金額は、①保育必要量、②年齢、③両親等の④税額の状態をもとに算定します。

①保育必要量	②年齢	③両親等	④税額
・保育標準時間・保育短時間	・児童の年度当初の年齢 ・年度途中で誕生日を迎えても変更になりません。	・児童と同一世帯に属し、生計の中心になっている父母（又はそれ以外の生計中心者の状況）※1	・施設を利用する月に応じて、 前年度又は今年度の市民税所得割額※2 ・保育料は旧税率（6%）を用いて算定します。

※1 子どもの父母（ひとり親世帯については父又は母）の算定に係る課税年度の前年の収入合計額が120万円以下の場合、子ども及びその父母と同居（二世帯住宅を含む）する子どもの祖父母のうちいずれか課税額が高い方を扶養義務者とし、算定に係る課税額として父母と合算します。

※2 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、配当割株式等譲渡所得割、申告特例控除等の税額控除については、保育料の算定上、控除の対象になりません。これらを控除しない税額で保育料を算定します。また、海外での収入があった場合には、保育料算定上は海外収入を含めて計算を行います。

算定

《対象者》 ◆父 ◆母 ◆同居の直系尊属（祖父母等）

利用月と 市民税年度	施設を利用する月	市民税該当年度
	4月から8月まで	① 前年度 市民税額 例：令和8年4月保育料 → 令和7年度市民税で算定
	9月から3月まで	② 当年度 市民税額 例：令和8年9月保育料 → 令和8年度市民税で算定

- ・ 月の1日現在に在籍していれば、実際の登園状況にかかわらず、1か月分の保育料がかかります。
- ・ 保育料算定にあたって、綾瀬市で市民税が課税されている方は、課税内容を調査させていただきます。
- ・ 所得申告（収入なしを含む）されていない方は、綾瀬市役所課税課で申告手続きが必要です。
- ・ 課税情報の確認が取れない場合は、最高額で保育料を算定します。なお、課税額の確認が取れ次第、当該年度のみ、遡及して保育料の再算定を行います。
- ・ 市民税は、その年の1月1日現在住んでいた市区町村で課税されます。そのため、**市外に住んでいた方はその市区町村の課税証明書（所得証明書）、またはマイナンバーが必要になります。**

（例：令和7年1月1日時点で前市区町村に在住 ⇒ 令和7年度市民税課税証明書は前市区町村で交付）

2 保育料の階層区分

保育料の階層区分の決定は、保護者の市区町村民税所得割額を基に行います。ただし、保育料の算定の際には、所得割額に税額控除は適用されないため、所得割額に税額控除額を含めて階層区分の決定をします。（調整控除などは適用されます。）市区町村民税所得割額の確認方法は次のとおりです。

(1) 会社員など勤務先の給与から市県民税を納めている場合

[illegible]

税	市民税	税額控除前所得割額④			
		税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
		均等割額⑦			
	県民税	税額控除前所得割額④			
		税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
		均等割額⑦			
	特別徴収税額⑧				

勤務先から6月ごろに渡される『給与所得等に係る市民税・特別徴
県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）』で確認できます。

- 税額控除がないとき… 保育料階層区分の決定は市民税の『所得割額⑥』で行います。
- 税額控除があるとき… 保育料階層区分の決定は市民税の『税額控除前所得割額④』から調整控除額を差し引いた額で行います。（調整控除額は税額決定・変更通知書の裏面を参照してください。）

(2) 自営業など自身で申告を行い、市県民税を納めている場合

市民税・県民税		課税明細書	
営業等 農業 不動産 利子 配当 (収入) 所得 (収入) 所得 その他雑 所得 一時 所得金額		雑損 医療費 社会保険料 介護保険料 生命保険料 経理経理料 障害者手当(大) 労働年金 控除 扶養 基礎 合計 総所得金額 分離短期譲渡 分離長期譲渡 租税等調整額 住民税非課税世帯加算額	通知番号 市 民 税 県 民 税 税額扣除前所得割 調整控除 配当控除 寄附金税額控除 生計課税等特別控除 寄附金税額控除 外国税額控除額 所得割 均等割 年 税 額 減免税額 過年度課税額 給与から特別徴収する額 公的年金から特別徴収する額 普通徴収する額 所得割控除不足配当額・株式等譲渡所得割控除額

	市 民 税	
税額控除前所得割額		
調 整 控 除		
配 当 控 除		
住宅借入金特別税額控除		
寄付金税額控除		
外国税額控除額		
所得変動に係る減額・ 配当株割控除		
所 得 割		
均 等 割		

※所得金額で総合長期譲渡一時の金額は、1/2前の金額が記載されていますが、総所得金額の欄は1/2後の金額で計算されています。(単位:円)
また、合計所得金額の欄は、分離譲渡の特別控除前の金額が記載されていますが、税額を計算するときは特別控除後の金額で計算されます。

綾瀬市から6月上旬に郵送される『市民税・県民税額決定・納税通知書』の『市民税・県民税の課税明細書』で確認できます。

- 税額控除がないとき…保育料階層区分の決定は市民税の『所得割』で行います。
- 税額控除があるとき…保育料階層区分の決定は市民税の『税額控除前所得割額』から調整控除額を差し引いた額で行います。

(3) 会社員で給与所得の他に所得がある等で、(1)(2)の両方の方法で市県民税を納めている場合

階層区分の決定は、(2)の通知書に該当する額で行います。

3 保育料の納付

保育料は、認定こども園、小規模保育施設を除き、市に納入していただきます。

納入方法は、原則として口座振替となりますので、入所決定後ご案内する「Web口座振替受付サービス」をご利用いただき、口座振替の登録をお願いします。

なお、Web口座振替受付サービスは申請してから振替開始されるまで2か月ほどかかるため、それまでは納付書でご納付いただきます。（納付書は毎月中旬ごろに当月分の納付書をお送りします。）

★保育料の納入期限は毎月末日です。（ただし末日が土・日・祝日の場合は、翌日以降の最初の平日です。）

※三菱UFJ銀行は「Web口座振替受付サービス」が利用できないため、口座振替依頼書で手続きをお願いします。

（綾瀬市口座振替依頼書を銀行の窓口へ直接提出してください。）

※すでに在園児で口座振替がなされている場合は、きょうだいの入所時に新たに口座振替の手続きをする必要はありません。

※認定こども園、小規模保育施設に在園している方の保育料は、施設に納付していただきます。支払い方法については、在園している施設に直接お問い合わせください。

※保育料を滞納した場合は、督促状が発付されます。それでもなお納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、市役所の職員が自宅訪問や電話による催告、財産の調査（金融機関や勤務先への照会等）等を行い、差し押さえを行うことがあります。

保育料は必ず納期限までに
納付してください



4 保育料の減免等

減免事由 (免除要件)

- ①小学校就学前において、対象の施設やサービス（※1）を同時に利用する最年長の子どもから数えて3人目以降の場合（2人目は半額）
- ②父母の市民税所得割額の合計が57,700円未満の世帯で、同一生計の子の年齢に関係なく、最年長の子ども（別居監護※2含む）から数えて3人目以降の場合（2人目は半額）
- ③ひとり親家庭、もしくは在宅障がい児（者）のいる世帯で、市民税所得割額が77,101円未満の世帯（1人目から）

※1 認可保育所、幼稚園、認定こども園・地域型保育（小規模保育施設等）・企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援又は児童心理治療施設（特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援又は児童心理治療施設を利用している場合は、証明書類の提出が必要となりますので保育課までお問い合わせください。）また、企業主導型保育事業ではない認可外保育施設や幼稚園類似施設は対象外です。

※2 別居監護とは、住居地は別であるが生計を一緒にしている子どものことです。（例：大学の寮で生活しており、学費や生活費は父母が負担している等）**該当する場合は保育料が変更になる場合がありますので、保育課へ連絡してください。**

〇保育料徴収額表＜対象:0～2歳児クラス＞

※幼児教育・保育無償化により3歳児クラスからの保育料は0円となります。

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		世帯収入の 目安	保育料(月額)						第3子以降 保育標準時間	"第何子"の算定方法		
階層 区分	定 義		第1子		第2子							
			保育標準時間 ひとり親 世帯等	保育短時間 ひとり親 世帯等	保育標準時間 ひとり親 世帯等	保育短時間 ひとり親 世帯等						
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)		0円	0円	0円	0円	0円	0円	ひとり親 世帯等	同居・別居に関わらず、生計を 一にしている子どもの年齢順		
B	A階層を除き市町村民税非課税世帯	～約260万円	0円	0円	0円	0円	0円	0円				
C	A階層を除 き市町村民 税課税世 帯であつ て、その所 得割課税 の額が次 の区分に 該当する世 帯	1	48,600円未満	0円	0円	0円	0円	0円	0円			
		2	48,600円以上57,700円未満	0円	0円	0円	0円	0円	0円			
			57,700円以上60,700円未満	7,800円	0円	7,700円	0円	3,900円	0円		3,850円	0円
		3	60,700円以上72,800円未満	10,500円	0円	10,400円	0円	5,250円	0円		5,200円	0円
		4	72,800円以上77,101円未満	10,500円	0円	10,400円	0円	5,250円	0円		5,200円	0円
			77,101円以上84,900円未満	13,500円	0円	13,300円	0円	6,750円	0円		6,650円	0円
		5	84,900円以上97,000円未満	16,500円	0円	16,300円	0円	8,250円	0円		8,150円	0円
		6	97,000円以上115,000円未満	16,500円	0円	16,300円	0円	8,250円	0円		8,150円	0円
		7	115,000円以上133,000円未満	18,000円	0円	17,700円	0円	9,000円	0円		8,850円	0円
		8	133,000円以上151,000円未満	24,400円	0円	24,000円	0円	12,200円	0円		12,000円	0円
		9	151,000円以上169,000円未満	28,900円	0円	28,500円	0円	14,450円	0円		14,250円	0円
		10	169,000円以上202,000円未満	33,300円	0円	32,800円	0円	16,650円	0円		16,400円	0円
		11	202,000円以上235,000円未満	37,800円	0円	37,200円	0円	18,900円	0円		18,600円	0円
		12	235,000円以上268,000円未満	42,700円	0円	42,000円	0円	21,350円	0円		21,000円	0円
		13	268,000円以上301,000円未満	45,700円	0円	45,000円	0円	22,850円	0円		22,500円	0円
		14	301,000円以上325,000円未満	48,800円	0円	48,000円	0円	24,400円	0円		24,000円	0円
		15	325,000円以上349,000円未満	51,800円	0円	51,000円	0円	25,900円	0円		25,500円	0円
		16	349,000円以上373,000円未満	56,000円	0円	55,100円	0円	28,000円	0円		27,550円	0円
17	373,000円以上397,000円未満	57,200円	0円	56,300円	0円	28,600円	0円	28,150円	0円			
18	397,000円以上	58,400円	0円	57,500円	0円	29,200円	0円	28,750円	0円			
		60,000円	0円	59,000円	0円	30,000円	0円	29,500円	0円			
		67,000円	0円	65,900円	0円	33,500円	0円	32,950円	0円			
同一世帯において、下記の保育施設を利用している子どもの年齢順												
・保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ・特別支援学校の幼稚部 ・地域型保育 ・特別保育 ・企業主導型保育事業 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・児童心理治療施設												
※小学生以上の子どもは算定対象外となります。												

※児童の年齢は、4月1日現在の年齢が適用されます。
※市民税の所得割額は、保護者の課税額を合算した金額で算定します。4月から8月までは前年度の課税額、9月から翌年3月までは今年度の課税額で算定します。
※「収入の目安」は国の資料を基に作成しています。

16 病児保育施設について

病児保育とは、子どもが病気で保育所や小学校などに通えないが、保護者が仕事を休めないなどの事情により、家庭で保育ができない場合、一時的に子どもを預かり、保育を行うものです。

<対象者>

入院の必要がなく、症状の急変は認められないが、集団保育や家庭での保育が困難であって、医師の判断により病児保育施設の利用が可能とされた次のいずれかに該当する方

- ・満1歳以上から小学校6年生までの綾瀬市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、愛川町、清川村に住所を有する児童
- ・市内の認可保育所、小規模保育施設、認定こども園または幼稚園に在籍している満1歳以上で上記以外の市外に住所を有する児童



施設名	病児保育室ぽとふ
定員	1日3人まで
電話番号	0467-71-1236
利用可能日時	月曜日～金曜日（祝日、振替休日、年末年始を除く） 8時30分～17時15分
利用料	1日2,000円（生活保護世帯は免除。必要に応じて、利用料の他に実費がかかる場合あり）

<利用手順> ※令和6年8月よりインターネットでの登録・予約が可能となりました。

事前登録

仮予約

医療機関受診

本予約

保育室利用

1. 事前登録

利用日前に**病児保育事業利用登録申込書**と**同意書**を記入し、保育室へ電話後、事前登録をしてください。（インターネットでの登録の場合は、電話連絡は不要です）

2. 仮予約

保育室に電話で空き状況を確認し、仮予約（3日以内）をしてください。仮予約は、利用希望日の前日（土・日曜日・祝日、振替休日、年末年始を除く）までに行ってください。当日受付は要相談。（インターネットで空き状況を確認できます）

3. 医療機関受診

医療機関を受診する際、**病児保育事業診療情報提供書**を持参し記入してもらってください。診療情報提供書の有効期間は、7日間（記載日を含む。土・日曜日・祝日、振替休日、年末年始を除く）です。子どもが市内在住の場合、診療情報提供書は保険診療（月1回まで）となります。

4. 本予約

診療情報提供書発行後、利用希望日の前日までに保育室に電話で本予約（3日以内）をしてください。その際、診療情報提供書に記入されている病名・症状などを伝えてください。

5. 保育室利用

病児保育事業利用申込書と**診療情報提供書**を保育室に提出してください。当日は子どもの状態を確認させていただきますので、予約時間にお越しください。診療情報提供書が発行されていても、子どもの状態によっては利用できない場合があります。

＜持ち物＞ ※全て名前を記入してください

必ず必要なもの	・ 病児保育事業利用申込書（インターネットでの予約の場合は不要） ・ 病児保育事業診療情報提供書 ・ マイナ保険証又は資格確認書 ・ こども医療証 ・ 母子健康手帳 ・ バスタオル2枚、着替え（下着類含む）1組以上、昼食・おやつ（やむを得ない場合は、有料でレトルト食品などの提供も可能）など
必要に応じて持ってくるもの	薬、紙おむつ、おしり拭き、哺乳瓶、粉ミルク、飲み物、よだれ掛け、食事用エプロン、コップやストロー付きマグ、手拭き、ビニール袋など

＜注意事項＞

- ・ 保育中に子どもの症状が悪化するなど保育の継続が困難になった場合は、保育室から連絡をするので、終了予定前でも迎えに来てください。
- ・ 緊急と判断したときは、医療機関で治療をすることがあります。その際に発生した医療費などは保護者負担です。症状急変時は救急搬送の対応を行います。

17 子育て短期支援事業（ショートステイ）について

子育て短期支援事業とは、家庭での保育が一時的に困難な場合に子どもをお預かりする事業です。
【利用できる例】就労、疾病、出産・事故・災害・看護等、育児疲れ・育児不安・看護疲れ、冠婚葬祭等

<利用方法>

- 1. 事前登録** 利用する前にこども家庭センターにて事前登録を行います。原則年度更新が必要です。
- 2. 施設見学** 施設見学を行います。施設に見学の予約を取ってください。
- 3. 利用申請** 利用日の1か月前から7日前までに利用施設に予約及び利用申請書を提出します。
- 4. 利用決定** 市から利用決定通知が届くので、利用日に施設へ持参してください。

※利用2回目以降は1. 事前登録と2. 施設見学は不要です。

対象者 (市内在住者に限る)	生後1か月～1歳	2歳～小学校6年生
実施施設	名称 : ドルカスベビーホーム 所在地 : 綾瀬市吉岡2380-2 電話 : 0467-78-3826	名称 : 唐池学園 所在地 : 綾瀬市吉岡2377 電話 : 0467-78-0012
実施内容	・デイスティ(宿泊なし) 毎週月・火・水・木 10:00～16:00 ・ショートステイ(宿泊あり) 金曜15:00～翌土曜13:00	・ショートステイ(宿泊あり) 金曜15:00～翌土曜13:00
利用者負担金 ※減免制度あり	デイスティ : 4,500円 ショートステイ : 9,000円	ショートステイ : 6,000円
定員	2人/1日	2人/1日

問い合わせ・申請先

所在地 : 〒252-1107 綾瀬市深谷中4-7-10 (保健福祉プラザ)
綾瀬市役所 健康こども部 こども家庭センター こども家庭担当
電話 : 0467-77-1133

18 ファミリーサポートセンター事業

子育ての支援を受けたい人（利用会員）と子育ての支援を行う人（援助会員）が会員として登録し、地域において相互に有償で助け合う活動を支援する事業です。

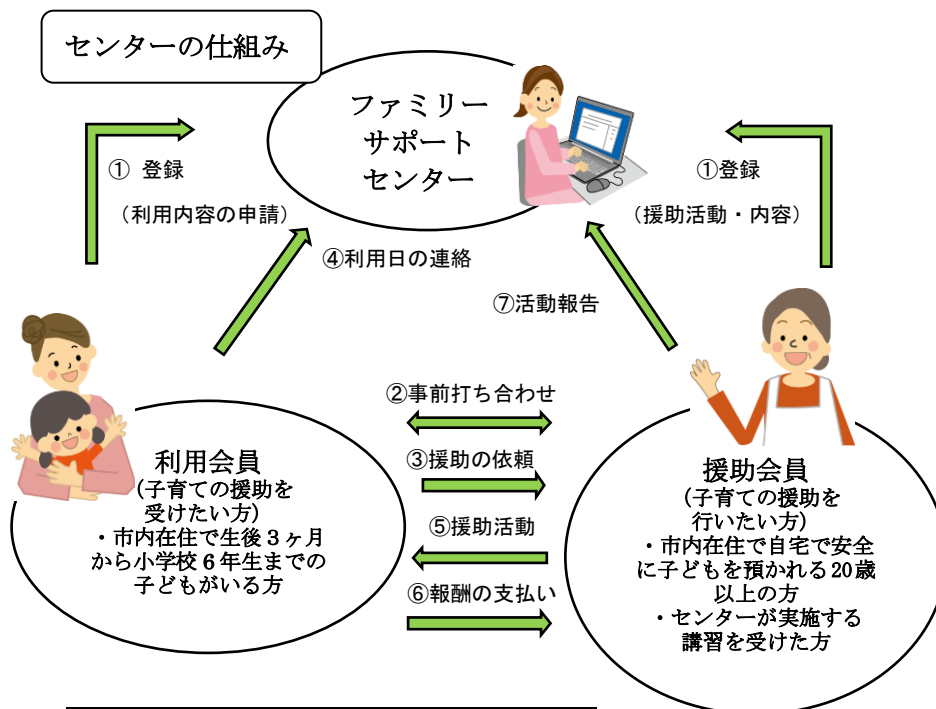
活動の内容

生後3か月から小学校6年生までのお子さんについて、援助会員の家などで次の援助活動を行います。

- ・保育施設等（保育園、幼稚園、学校、放課後児童クラブなど）へ子どもの送迎を行うこと。
- ・保育施設等の開始前や終了後に子どもを預かること。
- ・保育施設が休みのときに子どもを預かること。
- ・冠婚葬祭や買い物等で外出が必要な時に子どもを預かること。
- ・その他、利用会員の必要な援助。

※援助できない内容

- ・風邪などの症状がある場合。
- ・保護者の代わりに子どもを医療機関に連れて行くこと。
- ・体調悪化等の理由により保育施設等から迎えの連絡があった場合、保護者の代わりに迎えに行くこと、など。



活動時間と料金

- ・月曜日から日曜日の6時30分から20時まで。（祝祭日含む、1月1日から3日、12月29日から31日までを除く）
- ・料金は、月曜日から金曜日が1時間につき700円で、土曜日、日曜日、祝祭日が1時間につき1,000円となります。

ファミリーサポートセンター事務局

所在地：〒252-1107 綾瀬市深谷中4-7-10

保健福祉プラザ2階 子育て支援センター内

電話：0467-77-1121

業務時間：平日8時30分から17時まで。

内容：会員登録、援助活動の報告及び活動内容のお問い合わせ。

登録料金：無料

19 一時預かりサービス

保護者の疾病・通院・看護・冠婚葬祭の他、兄弟等の学校行事や地域活動等で一時的に保育が困難になる場合やリフレッシュ目的で利用できるサービスです。下記の6園で実施しています。なお、綾南保育園・大上保育園は市内在住者のみ利用可能です。

※保育所等に在籍している児童は、一時預かりサービスのご利用はできません。

保育場所	対象児童	保育時間	利用料		
			3歳未満児	3歳以上児	
綾南保育園 252-1114 綾瀬市上土棚南1-4-17 0467-76-0072 0467-76-0030	0歳（生後3ヶ月経過後）から小学校就学前まで	8時30分～17時00分の間の必要な時間	3歳未満児	4時間以内で1,300円 4時間を超え8時間以内で2,600円	・市内在住者のみ利用可 ・利用は週3日まで ・年齢区分は保育利用日の満年齢 ・給食、おやつ代を含む ・利用料は現金またはキャッシュレス決済（お迎え時精算）
			3歳以上児	4時間以内で1,000円 4時間を超え8時間以内で2,000円	
大上保育園 252-1104 綾瀬市大上6-14-5 0467-77-0323	0歳（生後3ヶ月経過後）から小学校就学前まで	8時30分～17時00分の間の必要な時間	3歳未満児	4時間以内で1,300円 4時間を超え8時間以内で2,600円	・市内在住者のみ利用可 ・利用は週3日まで ・年齢区分は保育利用日の満年齢 ・給食、おやつ代を含む ・利用料は現金またはキャッシュレス決済（お迎え時精算）
			3歳以上児	4時間以内で1,000円 4時間を超え8時間以内で2,000円	
さくらチャイルドセンター 252-1136 綾瀬市寺尾西1-13-1 0467-78-8111	2歳児以上（4月1日で2歳以上）から小学校就学前まで	9時00分～16時00分の間の必要な時間	2歳児	600円（1時間毎）	・おやつ代 2歳児：午前、午後各1回分50円 3歳以上児：午後1回分50円 ・給食代 300円 ・利用料はお迎え時精算
			3歳以上児	500円（1時間毎）	
おとぎ保育園 252-1123 綾瀬市早川3067-5 0467-76-3841	0歳（生後6ヶ月経過後）から小学校就学前まで	8時30分～17時00分の間の必要な時間	3歳未満児	4時間以内で1,400円 4時間を超え8時間以内で2,800円	・利用は週3日まで ・年齢区分は4月1日時点の年齢 ・給食、おやつ代を含む ・利用料はお迎え時精算
			3歳以上児	4時間以内で1,200円 4時間を超え8時間以内で2,400円	
綾瀬いずみ保育園 252-1111 綾瀬市上土棚北4-11-41 0467-55-9696	0歳（生後3ヶ月経過後）から小学校就学前まで	9時00分～17時00分の間の必要な時間	3歳未満児	4時間以内で1,400円 4時間を超え8時間以内で2,800円	・年齢区分は4月1日時点の年齢 ・給食、おやつ代を含む ・利用料は指定口座から引き落とし
			3歳以上児	4時間以内で1,200円 4時間を超え8時間以内で2,400円	
綾瀬ゆめっこ保育園 252-1104 綾瀬市大上4-2-25 0467-76-0077	0歳（生後6ヶ月経過後）から小学校就学前まで	8時30分～17時00分の間の必要な時間	4時間以内 1,500円 4時間を超え8時間以内 3,000円		・給食、おやつ代を含む ・利用料はお迎え時精算

※保育内容や申込み方法等、詳細については直接施設へお問合せください。

20 企業主導型保育施設について

企業主導型保育施設とは、企業が主体となり、国の補助を受け設置・運営する私設保育施設（認可外保育施設）です。運営は従業員等が利用する事業所内保育事業を基本に、企業の判断で地域枠を設定し、従業員以外の子どもの受入れを行う場合があります。

綾瀬市には地域枠のある企業主導型保育施設が4施設あります。

施設名	定員 (地域枠)	所在地	電話番号	開所時間	サービス内容
不二保育園	10名	早川城山 2-13-5	0467-78-6628	9時～18時（月～日） ※祝日を含む	月極契約
ベストキッズ 綾瀬保育園	9名	寺尾西1-1-1 カーサふじみ野113	0467-40-4275	8時00分～19時00分（月～土） ※祝日を除く	月極契約
こぐま保育園	4名	寺尾北3-12-32 武内歯科 医院2階	0467-78-3578	7時～20時（月～日） ※祝日を除く	月極契約 病児保育
ふれあい綾瀬 保育園	9名	深谷中1-4-13	0467-71-1135	7時30分～18時30分（月～土） ※祝日を除く	月極契約

保育内容や申込み方法等、詳細については直接施設へお問合せください。

21 市内幼稚園一覧（順不同）

園名	綾瀬幼稚園	綾南幼稚園	綾瀬すぎの子幼稚園	綾瀬こばと幼稚園	りょうせい幼稚園
所在地	寺尾西2-9-50	上土棚中1-10-6	落合北5-22-11	大上9-15-20	吉岡1526
電話番号	0467-78-0001	0467-76-0007	0467-78-4187	0467-78-4110	0467-78-5012
FAX番号	0467-78-0703	0467-76-0010	0467-78-8029	0467-78-4144	0467-78-5011
定員	290名	300名	140名	280名	240名
クラス数	年少 3クラス 年中 3クラス 年長 3クラス	満3歳児 1クラス 年長 3クラス 年少 3クラス 年中 3クラス	年少 1クラス 年中 2クラス 年長 2クラス	年少 3クラス 年中 3クラス 年長 3クラス	年少 3クラス 年中 3クラス 年長 3クラス
開園時間 (月～金曜日)	9:00～14:00	8:45～14:00	9:00～14:00	8:05～14:00	8:30～14:00
休園日	土曜日・日曜日・祭日	土曜日・日曜日・祭日	土曜日・日曜日・祭日	土曜日・日曜日・祭日	土曜日・日曜日・祭日
入園料	110,000円	30,000円 (進級時に施設維持費30,000円)	95,000円	100,000円	95,000円
保育料月額	32,000円	28,000円 (年少29,000円) (満3歳30,000円)	26,000円	30,500円 (年少32,000円)	28,000円
バス送迎の有無 送迎地域・費用	有り・綾瀬市内、海老名市の一部 45,000円/年	有り・市内及び藤沢市、大和市の一部 3,800円/月	有り・綾瀬市内、大和市の一部 3,800円/月	有り・綾瀬、海老名市、大和市一部 54,000円/年(12ヶ月分 月割)	有り・綾瀬市、海老名市、藤沢市 4,400円/月
給食・弁当の有無・費用	園内調理 給食有り(ご飯は持参) 給食費は徴収無し	給食有り 1食310円毎週月曜全員・ その他の曜日は希望者 弁当有り	給食有り 週3日 弁当有り 週2日	給食有り 1食350円 弁当有り 毎週金曜日・遠足等	給食有り (希望給食制月・木・金 380円/1食) 弁当有り
学期内の 預かり 保育	実施 曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日
	実施 時間	8:00～8:30(早朝) 園終了～17:30	園終了～17:00	園終了～18:00	14:00降園日 14:00～18:00 11:30降園日 11:30～18:00
	費用	30分150円	1日900円(1時間300円)	1時間300円	14:00降園日 600円 11:30降園日 900円
長期 休みの 預かり 保育	実施 期間	夏休み開始から山の日の前日まで及 び夏休み終了前の1週間	お盆期間を除く7月24日～8月25日 年末年始を除く12月27日～1月6日 3月21日～4月3日	夏休み(お盆期間も実施)・冬休み・春 休み 年末年始を除く(12月28日～1月3 日)	7/24～8/12・8/18～8/29(22日 間)
	実施 時間	9:00～16:00	8:45～15:30	8時00分～18時00分	8:30～18:00
	費用	30分150円 (上限1,500円)	8:45～12:00 650円 13:00～15:30 500円 8:45～15:30 1,350円	8時00分～12時00分 1,200円 以降1時間ごと 300円	標準コース 9:30～15:00 900 円 延長コース 8:30～18:00 1,200 円

※入園料、保育料は、学年や入園時期で変わる場合がありますので御注意ください。 ※綾瀬こばと幼稚園、春日幼稚園については、2歳児預かりを実施しております。詳細は、各園にお問い合わせください。

※長期休みの預かり保育については、毎年変更します。

2 1 市内幼稚園一覧（順不同）

園名	綾瀬ゆたか幼稚園 (施設型給付)	綾瀬中央幼稚園 (施設型給付)	ドレーバー記念幼稚園 (施設型給付)	春日幼稚園 (幼稚園型認定こども園)	ピッピこよりこども園 (幼保連携型認定こども園)
所在地	寺尾本町3-12-26	深谷上6-12-43	寺尾北2-17-47	吉岡1360	吉岡1526
電話番号	0467-78-1794	0467-76-2920	0467-78-1550	0467-78-2320	0467-78-5025
FAX番号	0467-78-3366	0467-76-2925	0467-79-3746	0467-78-9933	0467-78-5024
定員	105名	105名	60名	1号 256名 (2号 20名)	1号 15名 (2号 60名・3号 45名)
クラス数	年少 2クラス 年中 2クラス 年長 2クラス	年少 2クラス 年中 2クラス 年長 2クラス	年少 1クラス 年中 1クラス 年長 1クラス	2歳児 2クラス、年少 3クラス 年中 3クラス 年長 3クラス	年少 1クラス 年中 1クラス 年長 1クラス
開園時間 (月～金曜日)	8:30～14:00	8:30～14:00	8:45～14:00	8:45～14:00	8:30～14:00
休園日	土曜日・日曜日・祭日	土曜日・日曜日・祭日・夏、冬、春休み・開園記念日	土曜日・日曜日・祭日	土曜日・日曜日・祭日	土曜日・日曜日・祭日・12月29日～1月3日
入園料	100,000円	0円	90,000円(年少) 60,000円(年中)	0円 (別途施設設備充実費等100,000円)	0円
保育料月額	0円	0円	0円	0円(別途教育充実費4,800円)	0円
バス送迎の有無 送迎地域・費用	有り・綾瀬市内及び周辺地区 4,200円/月	有り・綾瀬市内 3,500円/月	無し	有り・綾瀬市内及び周辺地区 3,700円/月	有り(1号のみ)・綾瀬市、海老名市、藤沢市 4,400円/月
給食・弁当の有無・費用	給食有り 1食400円 弁当有り 週1回水曜日	給食有り 8月を除き 4,000円/月 弁当有り 毎週水曜日	希望給食(1食300円) 弁当有り	完全給食: 5,100円/月(飲料含む)	完全給食(園内調理) 4,900円/月
学期内の預かり保育	実施曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日
	実施時間	園終了後～17:00	8:00～8:45 園終了後～17:30	7:30～8:45(早朝) 園終了～18:30(午後)	14:00～18:00(基本) 7:00～8:30(早朝) 18:00～19:00(延長)
	費用	1時間600円 (保険+おやつ代を含む)	600円～800円	1時間200円	基本:600円/回 早朝・延長:300円/回
長期休みの預かり保育	実施期間	7月22日～7月31日 8月1日～8月8日、8月18日～8月22日	2学期始業式前の2週間程度 12月:小学校登校日に合わせて2、3日程度 3月:小学校登校日に合わせて2、3日程度	夏休み・全日実施 冬休み:12月28日～1月3日以外実施 春休み:全日実施	夏休み:お盆期間以外実施 冬休み:12月21日～1月7日 (年末年始の29日～3日除く) 春休み:3月21日～4月7日
	実施時間	8:00～14:00	8:30～16:30	9:00～16:00	9:30～15:00/8:30～18:00 7:00～8:30(早朝) 18:00～19:00(延長)
	費用	1時間400円	2,000円 * 新2号:1,000円	1時間200円	9:30～15:00 900円 8:30～18:00 1,200円 早朝・延長:300円/回

※入園料、保育料は、学年や入園時期で変わる場合がありますので御注意ください。 ※綾瀬こばと幼稚園、春日幼稚園については、2歳児預かりを実施しております。詳細は、各園にお問い合わせください。

※長期休みの預かり保育については、毎年変更します。